

6785

27

678.5-N27ㄅ

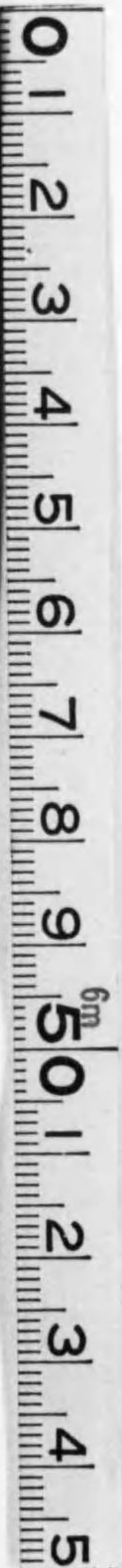


1200500750615

×  
複写

易營團及受託輸出機関別指定輸出入品目覽

名古屋市經濟局編



始



90  
19

昭和十八年九月

交易營團及受託輸出機關別指定輸出入品目一覽

名古屋市經濟局

678.5  
N27

目次

一、受託輸出機關別受託指定輸出品目及地域……………一頁

    日本貿易振興株式會社……………二頁

    日本毛皮輸出組合……………一〇頁

    日本刷子輸出組合……………一一頁

    日本青果物輸出組合……………一一頁

    日本皮革製品輸出振興株式會社……………一二頁

    日本水產物輸出組合……………一三頁

    日本農產物輸出組合……………一四頁

    日本纖維屑物輸出組合……………一五頁

    日本茶輸出組合……………一七頁

一、交易營團直接取扱指定輸出入品目及地域……………一八頁

    指定輸出品及地域……………一八頁





受託輸出機關別受託指定輸出品目及地域

指定輸入品及地域	三二頁
一、輸出要許可品	三七頁
二、輸出要許可品及指定輸出品ナラザル輸出品	三七頁
一、受託輸出機關一覽	三九頁
一、交易營團事務所々在地一覽	四三頁
一、交易營團機構	四五頁

附 錄

貿易統制令	五一頁
貿易統制令施行規則	五二頁
交易營團法	六五頁

日本貿易振興株式會社

一、受託指定輸出品

輸入税表番號	品名	品名
三三三	マーテ共ノ他ノ茶代用物	八〇 獸牙
三四	珈琲	八一 獸牙製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
三五	チコリー其ノ他ノ珈琲代用物	八二 獸角(醫藥用ノモノヲ除ク)
三六	ココロー(砂糖ヲ加ヘザルモノ)	八三 獸蹄
三七	胡椒	八四 獸筋
三八	カリ	八四ノ二 ガツト(テニスラケット用ノモノ)
三九	マスタート	八五 ブラツダー
四三ノ内	葡萄酒	八六 貝殻
五七	肉越幾斯	八七 鼈甲
五八ノ内	酵母錠劑	八八 鼈甲製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
七四	獸毛(別號ニ掲ゲザルモノ)(豚毛ヲ除ク)	八九 珊瑚
七五	羽毛	九〇 珊瑚製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
七六	羽毛皮	九二 海綿
七七	羽毛製品及羽毛皮製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	九三 別號ニ掲ゲザル毛骨角齒牙甲殼類(醫藥用ノモノヲ除ク)
七八	クイルブリツスル及ホーンブリツスル	九四 皮毛骨角齒牙甲殼類製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
七九	獸骨(醫藥用ノモノヲ除ク)	一一五 漆蠟及蠟燭
		一一五ノ二 柏油
		一一五ノ三 カーノーパワツクス

967  
196

一一六	蠟燭	二九一ノ内 紙織絲
一一八	薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	二九二ノ内 人造テグス
一一九	香水	二九三 テグス
一二一	油、脂、蠟製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	二九六ノ内 紙、セロファン、藁、棕櫚、椰葉、蘭其ノ他類似ノモノヲ以テ製シタモノ
一二二	ホツプ	(註二九六 別號ニ掲ゲザル線、繩、組紐及組繩)
一二三	人參	三〇九 ブツクバインダースクロース
一二四	齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號ニ掲ゲザル調製薰香類	三一〇 トレーシングタロース
一二五	蠅取紙	三一 一 アーチストカンヴァス
一二六	ローラーコンボジション	三二二 ウインドーホルランド
一二七	プラスチック	三二三 エムパイアタロース
一二八	外科用材料(ガーゼ、脱脂綿及繻帶ヲ除ク)	三二四 帆布
一二九	賣藥	三二五 牀用油布及リノリウム
一三〇ノ内	煙火	三二六 ルーフィングカンヴァス
一三三	燐寸	三二七 タードカンヴァス
一三〇	靴墨	三二八 金剛砂布(硝子粉ヲ塗リタルモノヲ含ム)
一六一	鉛筆	三二九 インシユレーチングテープ(布帛ヲ用ヒタルモノ)
一六二	インキ(印刷用ノモノヲ除ク)	三三八ノ二 瓦斯填充用囊
一六三	墨及朱墨	三四二 別號ニ掲ゲザル布帛(紙布、ペタリンクロ
一六四	聖筆及テラーラスチョーク	一ス、油加工ヲ施シタル絹織物及故又ハ屑
一六五	アーチストカラー及アーチストペイント	ノモノヲ除ク)
一六八	封蠟	

三四三ノ内 革布製ノモノ及エムバイアチユーブ(故ノモノヲ除ク)  
 (註三四三 別號ニ掲ゲザル布帛製品)  
 三四九ノ内 羽毛製又ハ羽毛入ノモノ(故ノモノヲ除ク)  
 (註三四九 肩掛及襟卷)  
 三五二 衣服用ベルト(布帛製、フェルト製、革製、護謨製、護謨引布製、セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)  
 三五三ノ内 金屬製ノモノ  
 (註三五三 スリーヴサスペンダー及ストッキングサスペンダー類)  
 三五四ノ内 金屬製ノモノ  
 (註三五四 帽子及帽體)  
 三五五 靴其ノ他ノ履物(布帛製、フェルト製、メリヤス製、革製若ハ護謨製ノモノ又ハ革底若ハ護謨底ノモノヲ除ク)  
 三五七 鈕釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙、又ハ鼈甲ヲ用キタルモノヲ除ク)(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)  
 三五八 バツクル、フツク及アイ類(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、

珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノヲ除ク)(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)  
 三五九 身邊粧飾用細貨類(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)  
 三六〇 別號ニ掲ゲザル衣類、同附屬品及其ノ部分品(布帛製、フェルト製、メリヤス製、絲製又ハ纖維製ノモノ、セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ竝ニ革製、護謨製又ハ毛皮製ノモノヲ除ク)  
 三六二 印刷料紙  
 三六三 筆記用紙  
 三六四 圖書用紙  
 三六五 プロツチングペーパー  
 三六六 濾紙  
 三六七 包装用紙及燐寸用紙(チツシユーペーパーヲ除ク)  
 三六八 煙草用紙  
 三六九 壁紙  
 三七〇 板紙  
 三七一 唐紙(各種)  
 三七二 模造日本紙及チツシユーペーパー

三七三 模造羊皮紙、パラフィンペーパー及ワツクスペーパー  
 三七四 トレーシングペーパー  
 三七五 リソトランスフーパー  
 三七六 油紙  
 三七七 窓硝子用ガラスペーパー  
 三七八 別紙ニ掲ゲザル紙  
 三七九 ペーパーレース及ペーパーボーダー  
 三八〇 白紙帳簿  
 三八一 書式類  
 三八二 書狀用紙(箱入ノモノ)  
 三八三 封筒  
 三八四 アルバム  
 三八五 テストペーパー  
 三八六 寫眞用バライタペーパー、鶏卵紙及感光紙  
 三八七 カーパーンペーパー  
 三八八 金剛砂紙(硝子粉ヲ塗リタルモノヲ含ム)  
 三八八ノ二 ウォールボード  
 三八九 レーベル  
 三九〇 骨牌  
 三九三 カードカレンダー及ブロックカレンダー  
 三九四 繪葉書

三九五 クリスマスカード類(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)  
 四〇一 別號ニ掲ゲザル紙製品及バルブ製品  
 四〇二 シリカサンド、クオルツサンド其ノ他別號ニ掲ゲザル砂及礫  
 四〇五 金剛砂、コランダムサンド、トリポリ其ノ他類似ノ研磨用鑛物材料  
 四〇七 カーパーラシユ(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 四〇八 砥石  
 四〇九 スレート及別號ニ掲ゲザルスレート製品  
 四一〇 リソグラファイツクストーン  
 四一三 半貴石及別號ニ掲ゲザル半貴石製品  
 四一四 石及石製品(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 四一五 琥珀及琥珀製品(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 四一六 屑琥珀  
 四一七 メーアシャウム、人造メーアシャウム及同製品  
 四一八 石絨及別號ニ掲ゲザル石絨製品  
 四一九 雲母及別號ニ掲ゲザル雲母製品  
 四二〇 滑石及ソープストーン(粉狀ノモノヲ含ム)

四二三 石膏  
 四二四 石膏製品  
 四二六 粘土  
 四三三 セメント製品  
 四三五ノ内 電氣絶縁用コンパウンド、電氣抵抗體、發熱體並ニ灼熱板及同棒  
 四四八 眼鏡用硝子(鑄タルモノ又ハ切りタルモノ)  
 四四九 光學用レンズ及プリズム(縁又ハ柄ナキモノ)  
 四五〇 顯微鏡用デツキガラス  
 四五一 顯微鏡用オブゼクトグラス  
 四五二 寫眞用乾板  
 四五三 眼鏡  
 四五四 硝子鏡  
 四五五ノ内 人造眞珠及和泉王  
 四五七ノ内 魔法塚  
 四六三ノ内 アルミニウム箔  
 四六六ノ内 箔  
 (註四六六 錫)  
 四七六ノ内 銅箔  
 四七七 釘、ウツドスクリユー、ボールト、ナット、リヴェット類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ

四七八 貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク(鐵丸釘ヲ除ク)  
 四七九 ベルトフアツスナー(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 四八〇 金屬網  
 四八一 リヴェツテツドチユーブ(鐵製ノモノ)  
 四八四ノ二 フレキシブルチユーブ  
 天井、壁等ニ用キル金屬板(珞瑯ヲ施シタルモノ又ハエナメルペイント、ヴァニシユ、漆等ヲ塗リタルモノ)  
 漁用鈷  
 四八七 鈷(鐵製ノモノ)  
 四八八 鏈(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用ノモノヲ除ク)  
 四八九 懷中時計用鏈、眼鏡用鏈其ノ他身邊粧飾用鏈  
 四九一 コツク及ヴァルヴ類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)  
 四九二 蝶鈇、ハットフツク及戸、窓、家具等ニ用キル金具  
 四九三 鎖及輪(自轉車用ノモノヲ除ク)  
 四九四 工匠、農具及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(電線接續用自動式壓縮機、電線用ア

四九九 叉物(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 五〇〇 テーブルフォーク及スプーン  
 五〇一 コルクスクリユー  
 五〇二 壘口用キャプシユール  
 五〇三 クラウンコルク  
 五〇四 カートリツヂケース(金屬製ノモノ)  
 五〇五 縫針、編針、留針類(身邊粧飾用ノモノヲ除ク)  
 筆嘴  
 五〇六 コツビープレッツス  
 五〇七 呼鈴及車用警鈴(自動車用電氣警報器並ニ自轉車用ベル、同ラツバ、同タイヤーサイレン、同クラクシヨンホーン及同リムホーンヲ除ク)  
 五〇九ノ二 消火器  
 五一〇 ミートチヨツパー  
 五一一 珈琲粉碎機  
 五一二 アイスクリームフリーザー

五一三 製茶用及苛性曹達製造用鐵鍋  
 五一四 ストイヴ及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 五一五 電氣ストイヴ、電氣鍍其ノ他類似ノ電熱器ラヂエートル  
 五一六 寢臺及同部分品  
 五一七 金庫及貨幣匣  
 五二一 ナムバリーリグマシン、デーチングマシン、チエツクパフオレーター、ペンシルシヤ  
 一ブナー其ノ他類似ノモノ及同部分品  
 貴金屬製品及貴金屬ヲ用キ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マークヲ除ク)  
 銅製品、眞鍮用及青銅製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マーク、自動車用配線ターミナル並ニ電纜用ストツプチヨイント及同チヨイントボックスヲ除ク)  
 アルミニウム製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マークヲ除ク)  
 鐵製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マーク、タイヤーチエーン、グリースガン並ニ電纜用チヨイントボックス、同エンドボックス及同油槽ヲ除ク)

五二五 別號ニ掲ゲザル金屬製品(自轉車用マーク、電纜用ヂョイントボツクス及同エンドボツクス、同ストツプヂョイント竝ニ自動車用硝子管入ヒユーズヲ除ク)

五二六 懷中時計

五二七 懷中時計部分品

五二八 置時計及掛時計

五二八ノ二 電氣時計(親時計及子時計ヲ含ム)

五二九 ウオツチマンスクロツク其ノ他時刻ヲ記録スル時計

五三〇 置時計、掛時計、電氣時計、タワークロツク及ウオツチマンスクロツク其ノ他時刻ヲ記録スル時計ノ部分品

五三一 クロノメーター及同部分品(懷中用ノモノヲ除ク)

五三三 雙眼鏡及隻眼鏡

五三四 望遠鏡

五三五 顯微鏡及同部分品

五三六 直尺、曲尺、卷尺、ワイヤゲージ、スクリユービツチゲージ、シツクネスゲージ、ミクロメーター、プロトラクター、キヤリパー、デイヴァイダー、レヴェル其ノ他類似

五四一 ノモノ

五四二 寒暖計

五四七 晴雨計

五四八 電池(蓄電池ヲ除ク)

五四九 電池部分品(電氣用カーボンヲ除ク)(蓄電池部分品ヲ除ク)

五五〇 醫療器、オーソペヂツクインストルメント及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(齒科用ユニット及同治療臺、齒槽膿漏治療器ニシテ配電盤ヲ有スルモノ又ハ壓縮空氣ヲ用フルモノ及齒科用バー竝同部分品ヲ除ク)

五五〇ノ二 製圖器、測量器及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

五五〇ノ三 金錢登錄器、計算機其ノ他類似ノモノ及同部分品

五五一 タイプライター及同部分品

五五二 理化學器及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(エツクス線裝置ヲ除ク)

五五三 幻燈器、活動寫眞映寫器及同部分品

五五四 寫眞器

五五五 寫眞器部分品

五五五 蓄音器

五五六 蓄音器部分品及附屬品

五五七 樂器

五五八 樂器部分品及附屬品

六〇五ノ内 紡績用又ハ捻絲用ノボビン

(註六〇五 機械部分品)

六〇七ノ三 蒟蒻芋

六〇八 麥稈、藁、バナマストロー、椰葉、藁、莞、葦、蔓、楊條其ノ他類似ノモノ

六〇九 籐

六一〇 竹

六一一 コルク及コルク製品

六一二ノ内 燐寸軸木、燐寸箱、經木及木粉

六一三 蓮草心及蓮草紙

六一四 フィルターマツス(植物質ノモノ)

六一六ノ内 懷爐灰及活性炭

六一七 骨炭

六一七ノ二 骨灰

六一八 白熱電燈球用フィラメント

六一九ノ内 乾電池用電極

六二二 席(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)(花筵、疊表、野草筵、圓蔭及角マツト竝ニ藁製ノモノヲ除ク)

六二二 麥稈、藁、バナマストロー、椰葉、藁、莞、葦、竹、籐、蔓、楊條其ノ他類似ノモノノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(藁製ノモノヲ除ク)

六二四 傘柄、杖、鞭及其ノ手(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)

六二五 傘

六二六 木製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(箱、樽等ニ仕組ミタル合板製ノ板ニシテ釘棧木等ヲ取揃ヘタルモノヲ除ク)

六二七 タードフェルト、タードペーパー其ノ他類似ノモノ(屋背、船底等ニ用キルモノニシテタール、アスファルト、樹脂等ヲ施シタルモノ)

六二八 ポイラーフェルト

六二九ノ内 エポナイト質電氣器具及電氣絶縁用エポナイト

六三一 ヴアルカナイズドファイバー(竿、板及管ノ類)

六三四ノ内 箒

六三五 ランプ、提燈及同部分品(自轉車用石油ランプ、スタンドト組合セノモノ以外ノ布帛



製、メリヤス製又ハリリヤン製ノモノ、陶磁製ノモノ並ニ電球及石油ラムブ以外ノ硝子製ノモノヲ除ク)

六三六 寫真用フィルム

六三七 ゼラチンペーパー

六三八 造花(模造ノ葉、果實等ヲ含ム)及同部分品

六三九 化粧具匣(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)

六四〇 ビリヤード、テニス、クリツケツト、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品(布帛製、フェルト製、メリヤス製、纖維製、革製又ハ護謨製ノモノ及ピンポンボールヲ除ク)

六四一 磁具(陶磁製、護謨製、セリユロイド製若

ハ類似可塑物製、布帛製、フェルト製、絲製、纖維製、メリヤス製又ハモール製ノモノヲ除ク)

六四二 雛形

六四七 別號ニ掲ゲザル物品但シ護謨製ノ防毒マスク、防毒服及リペヤークツト竝ニチツソロイド、ペークライト又ハ類似可塑物生地(塊、條、帶、竿、板管竝ニ粉末ヲ含ム)及同製品(電氣器具及同部分品、萬年筆竝ニペン軸ヲ除ク)ヲ除ク

二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國其ノ他ノ地域

日本毛皮輸出組合

一、受託指定輸出品

輸入税表番號

六九 毛皮(兔毛皮ヲ除ク)

七〇 毛皮製品(別號ニ掲ゲザルモノ)

三四九ノ内 毛皮製又ハ毛皮付ノモノ(故ノモノヲ除ク)

(註三四九 肩掛及襟卷)

三六〇ノ内 毛皮製ノモノ

(註三六〇 別號ニ掲ゲザル衣類、同附屬品及其ノ部分品)

二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國其ノ他ノ地域

日本刷子輸出組合

一、受託指定輸出品

輸入税表番號

七四ノ内 豚毛

六三四ノ内 ブラッシュ

二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、其ノ他ノ地域

日本青果物輸出組合

一、受託指定輸出品

輸入税表番號

一 植物、枝、幹、莖及根(栽植用又ハ接木用ノモノ)

三二 蔬菜、果實及核子(罐詰、鹽詰、壺詰、海藻類、乾生姜、乾蕃椒及乾棗ヲ除ク)

三一ノ二 椰子

二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、其ノ他ノ地域

日本皮革製品輸出振興株式會社

一、受託指定輸出品

- 輸入税表  
番 號
- 七一 皮類(別號ニ掲ゲザルモノ)
  - 七二 革類
  - 七三ノ内 革製品(別號ニ掲ゲザルモノ)ニシテ帽子用裏革(模造革ヲ含ム)及自轉車用ツールバツグ以外ノモノ
  - 三四七ノ内 革製ノモノ
  - (註三四七 手袋)
  - 三五一ノ内 革製ノモノ
  - (註三五一 袴釣)
  - 三五二ノ内 革製ノモノ
  - (註三五二 衣服用ベルト)
  - 三五五ノ内 革製ノモノ及布帛製、フェルト製又ハメリヤス製ノモノニシテ革底ノモノ

日本水産物輸出組合

一、受託指定輸出品

- 輸入税表  
番 號
- 九 魚介類

- (註三五五 靴其ノ他ノ履物)
- 三五六ノ内 革製ノモノ
- (註三五六 靴紐)
- 三六〇ノ内 革製ノモノ
- (註三六〇 別號ニ掲ゲザル衣類、同附屬品及其ノ部分品)
- 六〇五ノ内 ギルレザー、コーミングレザー、ドラムシトレザー、コンデンサー撚革、ラツピン  
グレザー、エプロンレザーバンド、カツプ  
リングレザー及ビツカ!
- 六四〇ノ内 革製ノモノ
- (註六四〇 ビリヤード、テニス、クリケット、象棋  
其ノ他ノ遊戯具及同附屬品)
- 二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、  
其ノ他ノ地域

- 三一ノ内 罐入海苔及海藻類
- 五二ノ内 鯨肉及鹽鯨
- 五二ノ二 魚介類(罐詰、燻詰及壺詰ノモノヲ除ク)
- 六七ノ内 寒天

- 九一 眞珠
- 一〇六 肝油
- 一〇七ノ内 魚油
- 六〇七 フノリ、石花菜及アイリツシユモツス

日本農産物輸出組合

一、受託指定輸出品

- 輸入税表  
番 號
- 二一 豆類
  - 二二 穀粉及澱粉類(小麥粉ヲ除ク)
  - 二三 胡麻子
  - 二四 荳胡麻子
  - 二五 菜子及芥子
  - 二六 亞麻子
  - 二六ノ二 大麻子
  - 二六ノ三 葛麻子
  - 二七 棉子
  - 二七ノ二 桐子
  - 二七ノ三 別號ニ掲ゲザル採油用種子

- 六四六ノ内 魚粕、魚粉及海藻粉
- 二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、  
其ノ他ノ地域

- 二八 アイヴオリーナツト、ドウームナツト其ノ他類似ノ鈕釦製造用核子
- 二八ノ二 インディアアラツパー樹、ガタパーチア樹、木藍及甜菜ノ種子
- 二九 クローヴァー其他牧草ノ種子
- 三〇ノ内 種子(醫藥用ノモノ及林業用ノモノヲ除ク)
- 三一ノ内 乾生姜、乾蕃椒
- 九五ノ内 薄荷油
- 九六 亞麻子油
- 九七 ヒマシ油
- 九八 阿列布油
- 九九 椰子油
- 一〇〇 落花生油
- 一〇一 大豆油

一〇二 棉子油  
 一〇三 桐油  
 一〇四 カメリヤ油  
 一一〇 別號ニ掲ゲザル油、脂、蠟（硬化油及脂肪  
 酸竝ニ大風子油、脱水ラノリン、肉桂脂、  
 巴豆油、ラウリン脂及ヨード化油ヲ除ク）  
 一二三 線香

一二四 殺虫粉  
 一二九ノ内 薄荷腦、薄荷玉、除虫菊及樟腦  
 一三〇ノ内 除虫菊製劑  
 二七四ノ内 絲瓜纖維  
 六四六ノ内 植物油糟  
 二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、  
 其ノ他ノ地域

日本纖維屑物輸出組合

一、受託指定輸出品  
 輸入税表  
 番號  
 品名  
 二九四 綿粉、毛粉、絹粉及人造絹粉  
 二九五 屑又ハ故ノ纖維屑絲及屑絲  
 二九七 故ノ線、繩索、組紐及組繩（トリムミング  
 ニ屬スルモノヲ除ク）  
 三四一 襪襪  
 三四二ノ内 故又ハ屑ノモノ  
 （註三四二 別號ニ掲ゲザル布帛）  
 三四三ノ内 故ノモノ

（註三四三 別號ニ掲ゲザル布帛製品）  
 三四五ノ内 故ノシャツ  
 （註三四五 シヤーツ、フロント、カラー及カフス）  
 三四六ノ内 故ノモノ  
 （註三四六 肌衣上下ヲ別タズ）  
 三四九ノ内 故ノモノ  
 （註三四九 肩掛及襟卷）  
 三六〇ノ内 布帛製、フェルト製、メリヤス製、絲製又  
 ハ纖維製ノモノニシテ故ノモノ  
 （註三六〇 別號ニ掲ゲザル衣類、同附屬品及其ノ部  
 分品）

四〇〇 屑紙  
 二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、

其ノ他ノ地域

日本茶輸出組合

一、受託指定輸出品  
 輸入税表  
 番號  
 品名  
 三三一 茶

二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、  
 其ノ他ノ地域

交易營團直接取扱指定輸出入品目及地域

交易營團取扱指定輸出品及地域

一、指定輸出品

輸入税表番號	品名
二	増殖用菌類
一五	麥芽
三一ノ内	蔬菜、果實及核子(罐詰、罐詰、壺詰ノモノ及乾棗)(罐入海苔ヲ除ク)
四〇	砂糖
四一	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ
四二	糖蜜
四三ノ内	麥芽糖及飴
四四	蜂蜜
四五	菓子
四六	ジャム、フルートゼリー類
四七	ビスケット(砂糖ヲ如ヘザルモノ)
四九	果汁及糖水
五〇	ソース
五一	食酢
五二ノ内	鳥獸肉類(鯨肉及鹽鯨ヲ除ク)

五三	バター、人造バター及ギー
五四	チーズ
五五	コンデンスドミルク
五六	インフアントフード
五八ノ内	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモクロピン、其ノ他類似ノ滋養食料(酵母錠劑ヲ除ク)
六〇	礦水、曹達水其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マザル諸飲料
六一	清酒
六二	支那酒(醸造シタルモノ)
六三	麥酒
六四	葡萄酒(ポート、シエリー、ヴェルモット、マデーラ、マルサラ、サンラファエル等ヲ含ム)
六五	シャンパン其ノ他ノスパークリングワイン
六六	別號ニ掲ゲザル酒類
六七ノ内	別號ニ掲ゲザル飲食物(寒天ヲ除ク)
七三ノ内	革製品(別號ニ掲ゲザルモノ)ニシテ帽子用裏革(模造革ヲ含ム)及自轉車用ツール

九五ノ内	バツグ 植物性揮發油(薄荷油ヲ除ク)
一〇五	カカオバター
一〇七ノ内	鯨油
一〇八	獸脂
一〇九	コムパウンドラード
一一〇	ステアリン
一一一	オレイン
一一三	ワセリン
一一四	パラフィン
一一七	石鹼
一二〇ノ内	硬化油及脂肪酸並ニ大風子油、脱水ラノリン、肉桂脂、巴豆油、ラウリン脂及ヨード化油
一二三	サフラン
一二四	セメンシナ
一二五	丁香
一二六	杏仁及苦扁桃仁
一二七	番木鱈
一二八	大風子、小豆蔻、肉豆蔻、肉豆蔻花、葦澄茄、コロシント實、コルヒクム子、トンカ豆、ヴァニラ豆、アニス子、大茴香、小

一二九	茴香、ストロファンシス子及アジヨーワン子
一三〇	甘草
一三二	吐根
一三三	龍膽及ゲンチアナ根
一三四	大黃
一三四ノ二	セネガ根
一三五	遠志
一三五ノ二	甘松
一三五ノ三	イリス根、コロムボ根、海葱、ヤラツバ根及ヴェチヴァー
一三七	麻黃
一三七ノ二	桂皮
一三七ノ三	キナ皮
一三八	コンジュランゴ皮、カスカラサクラダ、リナロヘ、ローズウッド、サツサフラス木
一三九	沈香
一四〇	白檀
一四〇ノ二	麝香
一四〇ノ三	安息香、阿魏、蘆薈及沒藥
一四〇ノ四	美人膠

一四〇ノ五 沒食子、五倍子、ミロバラン、檳榔子、オ  
 ーク樹皮、ミモサ樹皮、栲皮、クエブラチ  
 ヨー木片其ノ他類似ノタンニン材料  
 一四一 阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯  
 一四一ノ二 甘草越幾斯  
 一四二 バルサム  
 一四三 生インデアラツパー、生ガタバーチヤ及  
 其ノ代用物  
 一四四 アラビヤゴム、セルラツク、松脂其ノ他別  
 號ニ掲ゲザル護膜及樹脂(醫藥用ノモノヲ  
 除ク)  
 一四五 阿膠  
 一四六 ゼラチン  
 一四七 魚膠  
 一四八 硫黃  
 一四九 黃磷、赤磷及硫化磷  
 一五〇 ヨード  
 一五一 プロウム  
 一五二 亞鉛粉  
 一五三 硼酸  
 一五四 醋酸  
 一五五 乳酸

一五六 蔘酸  
 一五七 酒石酸  
 一五八 サリチール酸  
 一五八ノ二 アスピリン  
 一五九 石炭酸  
 一六〇 枸橼酸  
 一六一 焦性沒食子酸  
 一六一ノ二 沒食子酸  
 一六二 タンニン酸  
 一六三 無水アムモニア  
 一六四 苛性曹達及苛性加里  
 一六五 曹達灰及天然曹達  
 一六六 重炭酸曹達  
 一六七 過酸化曹達  
 一六八 硝酸曹達(智利硝石)  
 一六九 硫酸曹達  
 一七〇 硼酸曹達(硼砂)  
 一七一 硅酸曹達  
 一七二 クロール酸曹達  
 一七三 青化曹達及青化加里  
 一七四 硝酸加里(硝石)  
 一七四ノ二 生酒石

一七五ノ内 精製ノモノ  
 (註一七五 鹽化加里及硫酸加里)  
 一七六 クロール酸加里  
 一七七 重クローム酸加里及重クローム酸曹達  
 一七七ノ二 過滿俺酸加里  
 一七八 ヨード曹達  
 一七八ノ二 ヨード加里  
 一七九 プロウム水素酸、プロウム加里其ノ他別號  
 ニ掲ゲザルプロウム鹽類  
 一八〇 炭酸マグネシウム  
 一八一 鹽化バリウム  
 一八一ノ二 過酸化バリウム  
 一八一ノ三 過酸化水素  
 一八二 明礬  
 一八三 フェロ青化曹達  
 一八四 フェリ青化曹達  
 一八五 フェロ青化加里(黄色血滿鹽)  
 一八六 フェリ青化加里(赤色血滿鹽)  
 一八七 次硝酸蒼鉛  
 一八七ノ二 次沒食子酸蒼鉛  
 一八八 鹽化アムモニウム  
 一九〇 炭酸アムモニウム及重炭酸アムモニウム  
 一九〇ノ二 硫酸ニツケル及硫酸ニツケルアムモニウム

一九一 硝酸トリウム  
 一九二 硝酸セリウム  
 一九二ノ二 ラヂウム及ラヂウム鹽類  
 一九二ノ三 ロヂウム鹽類  
 一九三 醋酸石灰  
 一九四 アセトン  
 一九五 フォルマリン  
 一九五ノ二 ウロトロピン  
 一九六 木精  
 一九七 酒精  
 一九七ノ二 變性酒精  
 一九八 グリセリン  
 一九九 クロロフォルム  
 一九九ノ二 ヨードフォルム  
 二〇〇 ロンガリツト、ブランキツト、デクロリン、  
 其ノ他類似ノ還元劑  
 二〇一 デキストリン  
 二〇二 乳糖  
 二〇三 サツカリン其ノ他類似ノ甘味物  
 二〇四 ナフタリン  
 二〇五 龍腦、艾片及人造龍腦  
 二〇六 サリチール酸曹達及サリチール酸曹達シオ

二〇六ノ二 プロミン  
 二〇六ノ三 ザロール  
 安息香酸曹達  
 二〇七 ベンゾール、トリユーオル、ザイロール、  
 ソルベントナフサ、アンストラセン、カーバ  
 ゴール、クレオソート油其ノ他別號ニ掲ゲ  
 ザルコールタール分留物  
 二〇七ノ二 石炭ガス  
 二〇八 コールタール分留物ヨリ誘導シタル化學的  
 生成品(ベンザルデハイド、イナトロペン  
 ゴール及ナイトロトリユーオル以外ノ香料  
 石炭酸、サリチール酸、ペークライト及醫  
 藥ヲ除ク)  
 二〇九 アンチフェブリン  
 二〇九ノ二 アンチピリン  
 二〇九ノ三 デメチルアミノアンチピリン  
 二〇九ノ四 フェナセチン  
 二一〇 サルヴァルサン類  
 二一一 サントニン  
 二一二 鹽酸キニーネ  
 二一二ノ二 硫酸キニーネ  
 二一二ノ三 エチール炭酸キニーネ

二二五 鹽酸シンコニーネ及硫酸シンコニーネ  
 二二六 炭酸クレオソート  
 二二六ノ二 炭酸グアヤコール  
 二二七 カゼイン  
 二二七ノ二 ペプシン  
 二二八 ベーキングパウダー  
 二二九 酒精劑  
 二二〇 人造麴香  
 二二〇ノ二 イオノン  
 二二一 ヴアニリン、クマリン、ヘリオトロピン、  
 其ノ他別號ニ掲ゲザル類似ノ薰香性化學藥  
 ガーゼ、脱脂綿、繻帶  
 二二七ノ内 膠囊  
 二二八 オブラート  
 二二九ノ内 別號ニ掲ゲザル藥材、化學藥及製藥(麻藥  
 ヲ除ク)(薄荷腦、薄荷玉、除虫菊及樟腦ヲ  
 除ク)  
 二三〇ノ内 藥材、化學藥及製藥ノ調合品(別號ニ掲ゲ  
 ザルモノ)(麻藥、賣藥、除虫菊劑ヲ除ク)  
 二二六 天然藍  
 二二七 姜黃  
 二二八 紅花

二三九 ログウード  
 二四〇 ログウード越幾斯  
 二四一 燒糖  
 二四二 人造藍  
 二四三 別號ニ掲ゲザル合成染料  
 二四四 酸化コバルト(吳須ヲ含ム)  
 二四六 青銅粉、アルミニウム粉其他別號ニ掲ゲザ  
 ル類似ノ金屬  
 二四七 プラツシアンブリユー  
 二四八 群青  
 二四九 鉛白、鉛丹及リサージ  
 二五〇 亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛)  
 二五〇ノ二 硫酸バリウム  
 二五〇ノ三 リソボン  
 二五〇ノ四 酸化チタニウム  
 二五一 白堊及ホワイチング  
 二五二 朱及辰砂  
 二五三 鷄冠石及雄黃  
 二五四 雌黃及ドラゴンスブラッド  
 二五五 カーボンブラツク  
 二五六 漆  
 二五七 ヴアニシユ

二五八 ホタール  
 二五八ノ二 コールタール  
 二五九 ビツチ及アスファルト  
 二五九ノ二 コールタール、ビツチ又ハアスファルトノ  
 製品ニシテ道路修築用ノモノ  
 二六六 ベーント  
 二六七 パツテ、マンガンパツテ、コリンダリ  
 ユービツチ其ノ他類似ノ填充料  
 二六九 別號ニ掲ゲザル染料及顏料  
 二七〇 別號ニ掲ゲザル塗料  
 二七一 實綿及線綿(カード又ハコムシタルモノ)  
 二七二 綿織絲(別號ニ掲ゲタル特殊綿織絲ヲ除ク)  
 二七二ノ二 特殊綿織絲  
 二七三 綿絲及長十メートルノ重量三グラムヲ超エ  
 ザル綿絲  
 二七四ノ内 亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻其ノ他別  
 號ニ掲ゲザル植物纖維(絲瓜纖維ヲ除ク)  
 二七五 亞麻織絲  
 二七六 亞麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ  
 撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量  
 十二グラムヲ超エザル亞麻線  
 二七七 苧麻織絲及ラミー織絲

二七八 苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル苧麻線及ラミー線  
 二七九 大麻織絲  
 二八〇 黃麻織絲  
 二八一 大麻絲、黃麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル大麻絲及黃麻線  
 二八二 羊毛、山羊毛及駱駝毛  
 二八三 毛織絲  
 二八四 毛綿織絲  
 二八五 繭  
 二八六 眞綿及ベニ  
 二八七 生絲(撚リタルモノヲ含ム)  
 二八八 紡績絹織絲  
 二八九 絹絲  
 二九〇 人造絹  
 二九一ノ内 別號ニ掲ゲザル織絲(紙織絲ヲ除ク)  
 二九二ノ内 別號ニ掲ゲザル絲(人造テグスヲ除ク)  
 二九六ノ内 別號ニ掲ゲザル線、繩、索、組紐及組繩(紙、

二九八 セロファン、藁、棕櫚、椰葉、繭其ノ他類似ノモノヲ以テ製シタルモノヲ除ク)  
 二九九 綿織物  
 三〇〇 亞麻、苧麻、ラミー、大麻又ハ黃麻ノ織物、其ノ交織物及此等ノ纖維ト綿トノ交織物  
 三〇一 鳳梨、葛、マニラヘンプ、アゲイヴ其ノ他ノ植物纖維(綿、亞麻、苧麻、ラミー、大麻及黃麻ヲ除ク)ノ織物及其ノ交織物  
 三〇二 毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト綿トノ交織物  
 三〇三 馬毛布(他ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)  
 三〇四 絹織物及別號ニ掲ゲザル絹入ノ織物  
 三〇五 別號ニ掲ゲザル交織布  
 三〇六 メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛(起毛シタルト否ト別タズ)  
 三〇七 レース地及網地  
 三〇八 フェルト地  
 三〇九 刺繡布  
 三一一 防水布(護謨ヲ塗り又ハ挿入シタルモノ)  
 三一二 護謨入布及護謨紐類  
 三一二二 ラムプ心  
 三一二三 タイプライターリボン

三二四 手巾(單製ノモノ)  
 三二五 浴巾(單製ノモノ)  
 三二六 プランケット(單製ノモノ)  
 三二七 旅氈(單製ノモノ)  
 三二八 地氈(單製連製ヲ別タズ)  
 三二九 テーブルクロス(單製ノモノ)  
 三三〇 窓掛  
 三三一 トリムミング  
 三三二 蚊帳  
 三三三 ハンモツク  
 三三四 魚網及獵網  
 三三五 エーアクツション  
 三三六 ベッドクイルト及クツション  
 三三七 ホース及機械用ベルチング(織製ノモノ)遮過囊  
 三三八 別號ニ掲ゲザル布帛(紙布、ペタリシクロ  
 一ス、油加工ヲ施シタル絹織物ヲ除ク)故  
 又ハ屑ノモノヲ除ク)  
 三四三ノ内 別號ニ掲ゲザル布帛製品(革布製ノモノ及  
 エンパイヤチユーブヲ除ク)故ノモノヲ除  
 ク)  
 三四四 雨衣

三四五ノ内 シヤーツ、フロント、カラー及カフス(シヤーツノ故ノモノヲ除ク)  
 三四六ノ内 肌衣(上下ヲ別タズ)故ノモノヲ除ク)  
 三四七ノ内 手袋(革製ノモノヲ除ク)故ノモノヲ除ク)  
 三四八 足袋  
 三四九ノ内 肩掛及襟卷(毛皮製又ハ手皮付ノモノ及羽毛製又ハ羽毛入ノモノヲ除ク)故ノモノヲ除ク)  
 三五〇 襟飾  
 三五一ノ内 袴鈞(革製ノモノヲ除ク)  
 三五二ノ内 衣服用ベルト(布帛製、フェルト製、ゴム製、ゴム引布製、セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ)  
 三五三ノ内 スリーヴサスペンダー及ストツキングサスペンダー類(金屬製ノモノヲ除ク)  
 三五四 帽子及帽體(金屬製ノモノヲ除ク)  
 三五五ノ内 靴其ノ他ノ履物(布帛製、フェルト製、メリヤス製若クハ護謨製ノモノ)革底ノモノヲ除ク)  
 三五六ノ内 靴紐(革製ノモノヲ除ク)  
 三五七ノ内 鈕釦(セリユロイド製又ハ類似可塑物ノモノ)貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石



半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ龍甲ヲ用キタルモノヲ除ク)

三五八ノ内  
 バツクル、フツク及アイ類(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ)(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ龍甲ヲ用キタルモノヲ除ク)身邊粧飾用細貨類(セリユロイド又ハ類似可塑物ノモノ)

三五九ノ内  
 別號ニ掲ゲザル衣類、同附屬品及其ノ部分品(布帛製、フェルト製、メリヤス製、絲製又ハ纖維製ノモノ、セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ並ニ護謨製ノモノ)(布帛製、フェルト製、メリヤス製、絲製又ハ纖維製ノモノニシテ故ノモノヲ除ク)

三六〇ノ内  
 別號ニ掲ゲザル陶磁器

三六一  
 纖維素パルプ

三九五ノ内  
 クリスマスカード類(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ)

四〇三  
 フリント

四〇四  
 パミーストーン(粉狀ノモノヲ含ム)

四〇六  
 バスブリツク

四一一  
 ボルト、カーボナード其ノ他ノ黑色ダイヤモンド

四一二 貴石

四二一 燐礦石

四二二 カイナイト、キーゼライト、カーナライト其ノ他類似ノ鹽類

四二五 クリオリイト

四二七 石墨

四二八 石墨製品(別號ニ掲ゲザルモノ)

四二九 石炭

四三〇 コークス

四三一 磚炭

四三二 ポートランドセメント、ローマンセメント、プゾラナセメント其ノ他類似ノ水礦セメント

四三四 ドロマイト及マグネサイト(燒キタルト否トヲ別タズ)

四三五ノ内 別號ニ掲ゲザル礦物及礦物製品(電氣絶縁用コンパウンド、電氣抵抗體、發熱體並ニ灼熱板及同棒ヲ除ク)

四三六 煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)

四三七 瓦(粘土製ノモノ)

四三七ノ二 アランダムタイル其ノ他類似ノモノ

四三八 耐火性粘土製品(別號ニ掲ゲザルモノ)

四三九 別號ニ掲ゲザル陶磁器

四四一 硝子塊

四四二 硝子粉

四四三 硝子棒及硝子管

四四四 硝子板

四四五 金屬ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板

四四六 鉸窓用硝子(縁ナキモノ)

四四七 スカイライトグラス

四五五ノ内 硝子珠玉及硝子珠(模造貴石、模造金屬、模造眞珠、模造珊瑚等ノ硝子珠玉ヲ含ム)(人造眞珠及和泉玉ヲ除ク)

四五六 屑硝子

四五七ノ内 別號ニ掲ゲザル硝子製品(磨法鑲ヲ除ク)

四五八 鍍(燒キタルモノヲ含ム)、マツト、ボツトム及鍍滓

四五九 白金、イリジウム、オスミウム、パラヂウム、ロヂウム、インヂウム及ルセニウム

四六二 鐵(別號ニ掲ゲザル特殊鋼ヲ除ク)

四六二ノ二 特殊鋼

四六二ノ三 鐵ノ筒及管

四六三ノ内 アルミニウム及アルミニウム合金(アルミニウム箔ヲ除ク)

四六三ノ二 マグネシウム及マグネシウム合金

四六四 銅

四六五 鉛

四六六ノ内 錫(箔ヲ除ク)

四六七 亞鉛

四六八 ニツケル

四六九 水銀及蒼鉛

四七〇 安知母尼及硫化安知母尼

四七一 眞鍮及青銅

四七二 日耳曼銀

四七三 鍍

四七四 パビツツメタル其ノ他ノアンチフリクションメタル

四七五 鍍金銀シタル金屬

四七六ノ内 前記ノ金屬ニシテ別號ニ掲ゲザル形狀ノモノ及別號ニ掲ゲザル金屬

四八二 鐵道建設用材料(別號ニ掲ゲザルモノ)

四八三 電線支柱及電線支架用材料(別號ニ掲ゲザルモノ)

四八四 家屋、橋梁、船舶、船渠等ノ建設材料(別號ニ掲ゲザルモノ)

四八五 瓦斯ホールダー、液體タンク及同部分品(鐵

製ノモノ)

四八五ノ二 壓搾瓦斯填充用鐵製シリンドラ

四八六 絶縁電線

四八九ノ内 鏈(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用ノモノ)

四九〇 機械用チエーンベルチング

四九四 鎖及鑰

四九五 白金製ノ坩堝及皿

四九六ノ内 工匠具、農具及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(電線接続用手動式壓縮機、電線用アイマローツド締付器及同カムアロンダ、電纜用ケーブルクリツプ及同ボンド取付用壓縮器、ポータブルハイドロリツクジャツク竝ニダイス)

四九七 ドリル、ピット、リーマー及スヤリユーラツプ(柄又ハ棒ヲ有セザルモノ)

四九八 スクリュージャツク

五〇八ノ内 呼鈴及専用警鈴(自動車用電氣警報器竝ニ自轉車用ベル、同ラツバ、同タイヤサイレン、同クラクシヨンホーン及同リムホーン)

五〇九 自轉車用仰筒

五二二ノ内 銅製品、眞鍮製品及青銅製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マーク、自動車用配線

五二二ノ内 銅製品、眞鍮製品及青銅製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マーク、自動車用配線

五二五ノ内 別號ニ掲ゲザル金屬製品(自轉車用マーク、電纜用チヨイントボツクス、同エンドボツクス及同ストツプチヨイント竝ニ自動車用硝子管入ヒューズヲ除ク)

五二八ノ二 電氣時計(親時計及子時計ヲ含ム)

五三二 鉞盤及同部分品

五三七 衡器(錘ノ有無ヲ別クズ)

五三九 衡器部分品及錘

五四〇 瓦斯計

五四三 水量計

五四四 アムベアメーター、ヴォルトメーター及ヴォルトアムベアメーター

五四五 ワツトメーター

五二二ノ内 別號ニ掲ゲザル金屬製品(自轉車用マーク、電纜用チヨイントボツクス、同エンドボツクス及同ストツプチヨイント竝ニ自動車用硝子管入ヒューズヲ除ク)

五二八ノ二 電氣時計(親時計及子時計ヲ含ム)

五三二 鉞盤及同部分品

五三七 衡器(錘ノ有無ヲ別クズ)

五三九 衡器部分品及錘

五四〇 瓦斯計

五四三 水量計

五四四 アムベアメーター、ヴォルトメーター及ヴォルトアムベアメーター

五四五 ワツトメーター

五四六 タコメーター、シツブスログ、スチームエンジンインヂケーター、アネモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ペドメーター其ノ他類似ノモノ

五四七ノ内 蓄電池

五四八ノ内 蓄電池用部分品(電氣用カーボンヲ除ク)

五四九ノ内 齒科用ユニット及同治療臺、齒槽膿漏治療器ニシテ配電盤ヲ有スルモノ又ハ壓縮空氣ヲ用フルモノ及齒科用パイ竝ニ同部分品

五五〇ノ内 エツクス線装置

五五九 電信機、電話機及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

五六一 鐵道車輛(別號ニ掲ゲザルモノ)

五六二 鐵道機關車部分品、鐵道機關車用炭水車部分品其ノ他鐵道車輛部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

五六三 自動車

五六四 自動車部分品(原動力機ヲ除ク)

五六五 自轉車(サイドカーニ付テハ分離シテ第五百六十六號ヲ適用ス)

五六六 自轉車部分品(原動力機及鏈ヲ除ク)

五六七 別號ニ掲ゲザル車輛及同部分品

五六八 船舶

五六九 汽罐(メカニカルストーカーニ付テハ分離シテ第五百七十一號ヲ適用ス)

五七〇 汽罐部分品及同附屬品(別號ニ掲ゲザルモノ)

五七一 メカニカルストーカー

五七二 フューエルエコノマイザ

五七三 フィードウオーターヒーター

五七四 鐵道機關車用及鐵道機關車用炭水車

五七五 蒸汽機關車(軌條ヲ要セザルモノ)及ポータブルスチームエンジン

五七六 ロードローラー

五七七 コンクリートミキサ

五七八 スチームタービン

五七九 蒸汽機關(別號ニ掲ゲザルモノ)

五八〇 内燃機關

五八一 ウオータータービン及ベルトンウイール

五八二 發電機、電動機、廻轉變流機、周波數變換機、廻轉變相機及發電子

五八三 變壓機

五八四 電動機ト結合シタル發電機

五八五 別號ニ掲ゲザル原動力機

五八二 ブロツク及チエーンブロツク  
 五八三 クレーン  
 五八四 キヤプスタン、ウインチ、ウインドラス其  
 ノ他別號ニ掲ゲザルワインディングマシン  
 五八五 浚漕機械  
 五八六 パワーハムマー  
 五八七 氣體壓縮機  
 五八八 縫衣機  
 五八九 縫衣機部分品及附屬品(釘ヲ除ク)  
 五九〇 潜水器及同部分品  
 五九一 唧筒(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 五九二 インゼクター及エゼクター  
 五九三 送風機  
 五九四 水壓機  
 五九五 ニウマチツクツール及ニウマチツクマシン  
 五九六 別號ニ掲ゲザル金屬工及木工機械(ローリ  
 ングマシン、ドロイイングマシン、ネール  
 メーキングマシン、モールディングマシン、  
 フランジングマシン、ベンディングマシン、  
 リヴエツチングマシン等ヲ含ム)  
 五九七 紡績機械、紡績準備機械、紡績整理機械、  
 織布準備機械及捻絲製造機械(ジンニング

五九八 マシン、スコアリングマシン、バンドリン  
 五九九 グマシン等ヲ含ム)  
 六〇〇 織布機  
 六〇一 織布整理機械  
 六〇二 メリヤス機械  
 六〇三 絲布染色機械(捺染機械ヲ含ム)、絲布漂白  
 機械及マーセライジングマシン  
 六〇四 製紙機械及製紙準備機械  
 六〇五 印刷機械  
 六〇六 別號ニ掲ゲザル機械  
 六〇七 機械部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(紡績用  
 又ハ捻絲用ボビン、ギルレザー、コーミン  
 グレザー、ドラムシートレザー、コンデン  
 サー熱革、ラツピングレザー、エプロンレ  
 ザーバンド、カツプリングレザー及ピツカ  
 ーヲ除ク)  
 六〇八 コブラ  
 六〇九 カツサヴアルト  
 六一〇 木材(燐寸軸木、燐寸箱、經木及木粉ヲ除ク)  
 六一一 包裝用ノ箱、樽等ニ仕組ミタル板  
 六一二 電氣用カーボン(別號ニ掲ゲザルモノ)(乾  
 電池用電極ヲ除ク)

六一〇 白金、ワナチウム、鐵又ハ其ノ化合物ヲ含  
 ム觸媒  
 六一一 製帽用眞田  
 六一二 席(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料  
 ヲ以テ製シタルモノ)(花筵、疊表、野草  
 筵、圓蘆及角マツト竝ニ藁製ノモノ)  
 六一三 麥稈、藁、バナマストロー、椰葉、藎、莞、  
 葦、竹、籐、蔓、楊條其ノ他類似ノモノノ  
 製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(藁製ノモノ)  
 六一四 傘柄、杖、鞭及其ノ手(セリユロイド製又  
 ハ類似可塑物製ノモノ)  
 六一六 箱、樽等ニ仕組ミタル合板製ノ板ニシテ釘、  
 棧木等ヲ取揃ヘタルモノ  
 六一九 インデイアラツパー製品及ガタパーチャ製  
 品(別號ニ掲ゲザルモノ)(エボナイト質電  
 氣器具及電氣絶緣用エボナイトヲ除ク)  
 六三〇 屑及故ノインデアラツパー及ガタパーチャ  
 (改造用ノミニ適スルモノ)  
 六三二 セリユロイド及同製品(別號ニ掲ゲザルモ  
 ノ)  
 六三三 屑及故ノセリユロイド(改造用ノミニ適ス  
 ルモノ)

三六三 ガラリス及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 六三五 ランプ、提燈及同部分品(自轉車用石油ラ  
 ンプ、スタンドト組合セノモノ以外ノ布帛  
 製、メリヤス製又ハリリヤン製ノモノ、陶  
 磁製ノモノ竝ニ電球及石油ランプ以外ノ硝  
 子製ノモノ)  
 六三九 化粧具匣(セリユロイド製又ハ類似可塑物  
 製ノモノ)  
 六四〇 ビリヤード、テニス、クリケット、象棋其  
 ノ他ノ遊戯具及同附屬品(布帛製、フェル  
 ト製、ゴム製ノモノ及ビンボール)  
 六四一 器具(陶磁製、ゴム製、セリユロイド製若  
 ハ類似可塑物製、布帛製、フェルト製、絲  
 製、纖維製、メリヤス製又ハモール製)  
 六四二 變性糖蜜  
 六四三 防護製ノ防毒マスク、防護服及リペヤーキ  
 ツト竝ニチツソロイド、ペークライト又ハ  
 類似可塑物生地(塊、條、帶、竿、板、管  
 竝ニ粉末ヲ含ム)及同製品(電氣器具及同  
 部分品、萬年筆竝ニペン軸ヲ除ク)  
 二、地域 關東州、滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、  
 其ノ他ノ地域

交易營團取扱指定輸入品及地域

輸入税表番號	品名
一五	麥芽
一七	オート
一七ノ二	粟、黍及稗
二〇	蕎麥
二一	豆類
二三	胡麻子
二四	荳胡麻子
二五	菜子及芥子
二六	亞麻子
二六ノ二	大麻子
二六ノ三	苧麻子
二七	棉子
二七ノ二	桐子
二七ノ三	別號ニ掲ゲザル採油用種子
三七	胡椒
五二	鳥獸肉類

番號	品名
五九	鳥卵(生鮮ナルモノ)
五九ノ二	鳥卵液及鳥卵粉
六九	毛皮
七一	皮類(別號ニ掲ゲザルモノ)
七二	革類
七四	獸毛(別號ニ掲ゲザルモノ)
七九	獸骨(醫藥用ノモノヲ除ク)
八二	獸角(醫藥用ノモノヲ除ク)
八四	獸筋
九六	亞麻子油
九七	ヒマシ油
九八	阿列布油
九九	椰子油
一〇〇	落花生油
一〇一	大豆油
一〇二	棉子油
一〇三	桐油

一、生鮮ナルモノ(鯨肉ヲ除ク)  
三、其ノ他

一〇八	獸脂
一一五ノ二	柏油
一二〇ノ内	植物油及蜜蠟
一二六ノ内	杏仁
一二七	番木鱈
一二八ノ内	大風子、小豆蔻、大茴香及小茴香
一二九	甘草
一三二ノ内	龍膽
一三三	大黃
一三四ノ二	遠志
一三五	甘松
一三五ノ三	麻黃
一三七	桂皮
一三八	沈香
一三九	白檀
一四〇ノ二	麝香
一四〇ノ三	安息香、阿魏、蘆薈及滑藥
一四〇ノ五	沒食子、五倍子、ミロバラン、檳榔子、オク樹皮、ミモサ樹皮、栲皮、クエブラチヨイ木片、其ノ他類似ノタンニン材料
一四一	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯
一四一ノ二	甘草越幾斯

一四三	生インデアラツパー、生ガタバーチヤ及其ノ代用物
一四四	アラビアゴム、セルラツク、松脂其ノ他別號ニ掲ゲザル護膜及樹脂(醫藥用ノモノヲ除ク)
一四五	阿膠
一四六	ゼラチン
一五一	ブROOM
一五三	硼酸
一五八	サリチール酸
一六五ノ内	曹達灰
一七〇	硼酸曹達(硼砂)
一七四ノ二	生酒石
一七五ノ内	鹽化加里
一七九ノ内	ブROOM加里及其他別號ニ掲ゲザルブROOM鹽類
二〇七	ペンゾール、トリユーオル、ザイロール、ソルベントナフサ、アンストラセン、カーバゾール、クレオソート油、其ノ他別號ニ掲ゲザルコールタール分餾物
二〇八	コールタール分餾物ヨリ誘導シタル化學的生成品(ペンザルデハイド、ナイトロペンゾール及ナイトロユーオル以外ノ香料、

石炭酸、サルチール酸、ベークライト及醫藥ヲ除ク)  
 二一五 鹽酸シンコニーネ  
 二二九 別號ニ掲ゲザル藥材、化學藥及製藥人造藍  
 二四二 別號ニ掲ゲザル合成染料  
 二五五 カイボンブラツク  
 二五六 漆  
 二六六 ペイント  
 二七一 實綿及纒綿(カイド又ハコームシタルモノヲ含ム)  
 二七四ノ内 植物纖維(亞麻ヲ除ク)  
 二八二 羊毛、山羊毛及駱駝毛  
 二八五 繭  
 二八六 眞綿及ベニー  
 二八七 生絲(撚リタルモノヲ含ム)  
 二八八 紡績絹織絲  
 二九五 屑又ハ故ノ纖維、屑織絲及屑絲  
 二九八ノ内 故ノ綿織物  
 三三九 ガンニー囊  
 三四〇 故ガンニー囊  
 三四一 襪

三四三ノ内 故ノ綿袋  
 四〇二ノ内 シリカサンド  
 四〇五 金剛砂、コランダムサンド、トリポリ其ノ他類似ノ研磨用礦物材料  
 四〇五ノ二 カイボランダム、アラシヤ其ノ他類似ノ研磨用人造礦物材料  
 四〇八 砥石  
 四一一 ボルト、カーボナード其ノ他ノ黑色ダイヤモンド  
 四一八ノ内 石絨  
 四一九ノ内 雲母  
 四二〇ノ内 滑石  
 四二一 燐礦石  
 四二三 石膏  
 四二六ノ内 耐火粘土  
 四二九 石炭  
 四三〇 コークス  
 四三四 ドロマイト及マグネサイト(燒キタルト否トヲ別タズ)  
 四三五ノ内 礬砂原礦及螢石  
 四三六ノ内 耐火煉瓦  
 四三九ノ内 電氣用ノモノ

(註四三九 別號ニ掲ゲザル陶磁器)  
 四四一 硝子塊  
 四四九 光學用ノレンズ及プリズム(縁又ハ柄ナキモノ)  
 四五七 別號ニ掲ゲザル硝子製品  
 二 其ノ他  
 甲 フェーズドシリカ製ノモノ  
 四五八 鑛(燒ギタルモノヲ含ム)、マツト、ポツトム及鑛滓  
 四六二 鐵(別號ニ掲ゲタル特殊鋼ヲ除ク)  
 四六二ノ二 特殊鋼  
 四六二ノ三 鐵ノ筒及管  
 四六三 アルミニウム及アルミニウム合金  
 四六三ノ二 マグネシウム及マグネシウム合金  
 四六五 鉛  
 四六六 錫  
 四六七 亞鉛  
 四六九ノ内 水銀  
 四八五ノ内 壓搾瓦斯填充用鐵製シリンドラー  
 四九二ノ内 高壓弁  
 四九七 ドリル、ピット、リーマー及スクリユータツプ(柄又ハ梓ヲ有セザルモノ)

五〇五ノ内 縫衣機用針  
 五三一 クロノメーター及同部分品(懷中用ノモノヲ除ク)  
 五三五 顯微鏡及同部分品  
 五三六ノ内 スクリューピツチゲージ、シツクネスゲージ、ミクロメーター、プロトラクター、キヤリパー、デイヴァイダー、レヴェル其ノ他類似ノモノ  
 五四三 アムペアメーター、ヴォルトメーター、及ヴォルトアムペアメーター  
 五四四 ワットメーター  
 五四四 タコメーター、シツプスログ、スチームエンジンインヂケーター、アネモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ペドメーター、其ノ他類似ノモノ  
 五四七 電池  
 五五〇 製圖器、測量器及部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 五五一 理化學器及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)  
 五五三 寫眞器  
 五五四 寫眞器部分品  
 五五九 電信機、電話機及同部分品(別號ニ掲ゲザ

五六九  
汽罐(メカニカルストーカーニ付テハ分離シテ第五百七十一號ヲ適用ス)

五七〇  
汽罐部分品及同附屬品(別號ニ掲ゲザルモノ)

五七七  
内燃機關

五八六  
パワーハムマー

五八七  
氣體壓縮機

五九一  
唧筒(別號ニ掲ゲザルモノ)

五九三  
送風機(扇風機ヲ除ク)

五九四  
水壓機

五九六ノ内  
別號ニ掲ゲザル金屬工機械(ローリングマシン、ドロイイングマシン、ネールメーカー、チングマシン、ベンチングマシン、リヴェツチングマシン等ヲ含ム)

六〇四  
別號ニ掲ゲザル機械

六〇五  
機械部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

一、ウイール(鐵製ノモノ)

二、ロール及ローラー

三、ミリングカッター、ギアアカッター及機械用鋸

六〇六  
コブラ

六〇七ノ二  
カツサヴァルート

六〇九  
籐

六一二  
木材

六一六ノ内  
椰子殼炭

六一九  
電氣用カーボン(別號ニ掲ゲザルモノ)

六二一  
麥稈眞田

六二二ノ内  
蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)

六二九ノ内  
リング及ワツシヤー

六三六  
寫眞用フィルム

二、地域 帝國占領地域以外ノ地域

十三、スチームタービン部分品

十四、軸受及同部分品

十五、其ノ他

輸 出 要 許 可 品

輸入税表番號	品名	輸出税表番號	品名
一一	別號ニ掲ゲザル動物	六九ノ内	兔毛皮
一四	パールパール	二二一	爆發藥
一七	オート	二二二	カートリッジ(裝藥シタルモノ)
一七ノ二	粟、黍及稗	二二三	銃砲彈(裝藥シタルモノ)
一八	高粱	二四五	金液
一九	玉蜀黍	二四五ノ二	銀液及白金液
二〇	蕎麥	三三九	ガンニ一囊
四八	マカロニー、ヴァーミセリー其ノ他各種ノ麵類	三四〇	故ガンニ一囊
五九	鳥卵(生鮮ナルモノ)	三九六	書籍、習字本、習畫本、樂譜、新聞、雜誌其ノ他別號ニ掲ゲザル印刷物(新聞ヲ除ク)
五九ノ二	鳥卵液及鳥卵粉	四六〇	金
		四六一	銀
		五六〇	銃砲及同部分品

輸 出 要 許 可 品 及 指 定 輸 出 品 ナ ラ ザ ル 輸 出 品

輸入税表番號	品名	輸出税表番號	品名
三	馬	四	牛
		五	緬羊
		六	山羊

七 豚  
八 家禽類  
一〇 蜜蜂  
一〇ノ二 蠶種  
一二 米及粳  
一三 大麥  
一六 小麥  
二二ノ内 小麥粉  
三〇 別號ニ掲ゲザル穀物(醫藥用ノモノヲ除ク)  
六六ノ二 鹽  
六八 煙草  
一一二 炭化水素油(別號ニ掲ゲザルモノ)  
一三六 コカ葉、ヤボランチ葉及パツチユリー葉  
一七五ノ内 鹽化加里及硫酸加里(精製ノモノヲ除ク)  
一八九 硫酸アンモニウム  
二一三 鹽酸モルヒネ及硫酸モルヒネ  
二一三ノ二 磷酸コデイン  
二一四 エクゴニン  
二一四ノ二 コカイン  
二一四ノ三 鹽酸コカイン  
二二〇 麻藥  
三九一 寫眞

三九二 書畫  
三九七 設計圖  
三九八 地圖、海圖及學術圖  
三九九 紙幣、銀行券、制札、株券其ノ他ノ有價証券  
四四〇 陶磁器ノ破片  
五二〇 貨幣(金銀貨幣以外ノ貨幣ニシテ本邦通貨ニ非ザルモノハ分類上之ヲ地金ト看做ス)  
六一五 薪材  
六一六ノ内 木炭(懷爐灰及活性炭ヲ除ク)  
六四三 飼料  
六四四 麩  
六四五 米糠  
六四六ノ内 肥料(魚粕、魚粉、海藻粉及植物油槽ヲ除ク)

受託輸出機關一覽

受託輸出機關名	所在地	代表者名	電話番号	管轄地域	備考
日本貿易振興株式会社	東京都麹町區大手町二ノ二	社長 東 榮二	丸内 六六五―七 築地 二八五―九	内地一圓	
全 築地分館	東京都築地區明石町四八	支店長 橋村 延一	淺草 八五―九	東京、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木、福島、山形、秋田、青森、宮城、岩手、新潟、北海道	
全 東京支店	東京都淺草區柳橋二ノ一	出張所長 勝本 勇吉	新潟 三九四三	北海道	
全 東京支店	新潟市古町通四番町五八〇	出張所長 本間 七郎	小樽 七〇	神奈川、山梨	
全 東京支店	新潟市稻穂町東六丁目四	支店長 武井 佳太郎	本局 四七五―八	靜岡	
全 東京支店	小樽市小樽通二ノ一五	次長 有吉 四郎	本局 五三四		
全 横濱支店	横濱市中區南仲通二ノ一五	支店長 野中 幸次郎	本局 四二四六		
全 横濱支店	横濱市中區山下町五一	支店長 野中 幸次郎	本局 四二四六		
全 静岡支店	静岡市追手町二四七	出張所長 守屋 文太郎	清水 一三二七		
全 静岡支店	清水市相生町二二	支店長 野尻 啓藏	本局 四八六、三六四 三、五五五	愛知、三重、岐阜、長野、富山、石川、福井	
全 静岡支店	清水市相生町二二	支店長 野尻 啓藏	本局 四八六、三六四 三、五五五		
全 名古屋支店	名古屋市西區御幸本町通一ノ一商工館内	出張所長 赤石 兩一	岐阜 一六〇―一	岐阜	
全 名古屋支店	岐阜市美江町一ノ二				
全 岐阜支店	岐阜市美江町一ノ二				

全	名古屋支店	富山市總曲輪商工獎勵館内	出張所長 松岡 正藏	富山	三六八	富山
全	名古屋支店	福井市大手町四	出張所長 大橋 武太夫	福井	五八〇	福井
全	名古屋支店	金澤市西町一番町一七	出張所長 川崎 宗太郎	金澤	五〇	石川
全	大阪支店	大阪市東區大川町二五 美津濃ビル内	支店長 松井 誠親	北濱	三七七	大阪、和歌山、奈良、滋賀、徳島、高知
全	大阪支店	大阪市西區江戶堀北通五ノ二四		土佐堀 三五四一五	七三一	知
全	大阪支店	高知市丸ノ内五	出張所長 寺川 喜代治	高知	三五〇	高知
全	大阪支店	高知縣廳商工課内	出張所長 木内 守一	徳島	二七二	徳島
全	大阪支店	徳島市公園	出張所長 幸脇 清一郎	御所	六	奈良
全	大阪支店	奈良縣南葛城郡御所町三四九ノ一	支店長 田中 一正	葦合	七七一	兵庫、岡山、香川、愛媛、鳥取
全	神戶支店	神戶市葦合區御幸通一ノ四	支店長 土岐 市太郎	三宮	一五九	
全	神戶支店	神戶市西區海岸通一二	出張所長 田中 一正	岡山	三六七	岡山
全	神戶支店	岡山市弓之町	出張所長 長 島 操	松山	九〇	愛媛
全	神戶支店	松山市一番町甲七番地 松山商工會議所内	支店長 森村 義信	中	二七〇	廣島、山口、島根
全	廣島支店	廣島市猿樂町一五	出張所長 桑原 修作		五八六	山口
全	廣島支店	下關市西南部町一六二ノ四 坂本ビル内				京都
全	京都支店	設立準備中				

全	福岡支店	福岡市大字春吉葎原八六一ノ一	支店長 毛利 淳一郎	西	三六六	福岡、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖繩、長崎、佐賀、長崎、佐賀、門司市
全	福岡支店	長崎商工會議所内	出張所長 古賀 信夫	長崎	四九三	
全	福岡支店	門司市港町二ノ一一	駐在員 二見 重夫			
全	日本毛皮輸出組合	東京都京橋區築地四ノ二 (築三ビル内)	理事長 小林 桂助	築地	一九〇	大阪以東全部
全	神戶支店	神戸市神戶區江戶町一〇〇 (築工ビル内)		三宮	四七六	兵庫縣及其以西
全	大阪出張所	大阪市浪速區榮町二ノ三三 大阪毛皮工業組合内		櫻川	一三〇	大阪府
全	日本刷子輸出組合	大阪市福島區海老江上一ノ五九	理事長 岡田 治	福島	二六四	内地一圓
全	東京出張所	東京都本所區吾妻橋二ノ二	事務囑託 和田 史男	隅田	一五五	
全	東京出張所	東京都東區東白壁町二一	事務囑託 吉川 増次郎	東	八四〇	
全	名古屋出張所	名古屋陶磁器工業組合内	理事長 淺間 龍藏	銀座	一四八一九	静岡、長野、富山、石川以北全部
全	日本青果物輸出組合	東京都京橋區銀座西七ノ三 日本貿易會館内	主任 加納 四郎	清水	九三〇	
全	清水出張所	清水市東町一ノ三七	主任 田宮 孝一	新湯	三三〇一二	北海道一圓
全	新潟出張所	新潟市中央埠頭 日本海汽船内	支部長 田中 豊左右	札幌	五〇〇	
全	札幌支店	札幌市北四條西一ノ一 北聯内	支部長 畑田 利吉	新町	一七〇	和武山、大阪、奈良、京都、福井、滋賀、三重、岐阜、愛知
全	大阪支店	大阪市西區新町通一ノ二	支部長 藤田 義雄	敦賀	二二	香川、徳島、岡山、鳥取、兵庫
全	敦賀出張所	敦賀市泉區第一三號ノ二	主任 菱山 軍太郎	元町	三九九	
全	神戸支店	神戸市神戶區辨天町一				



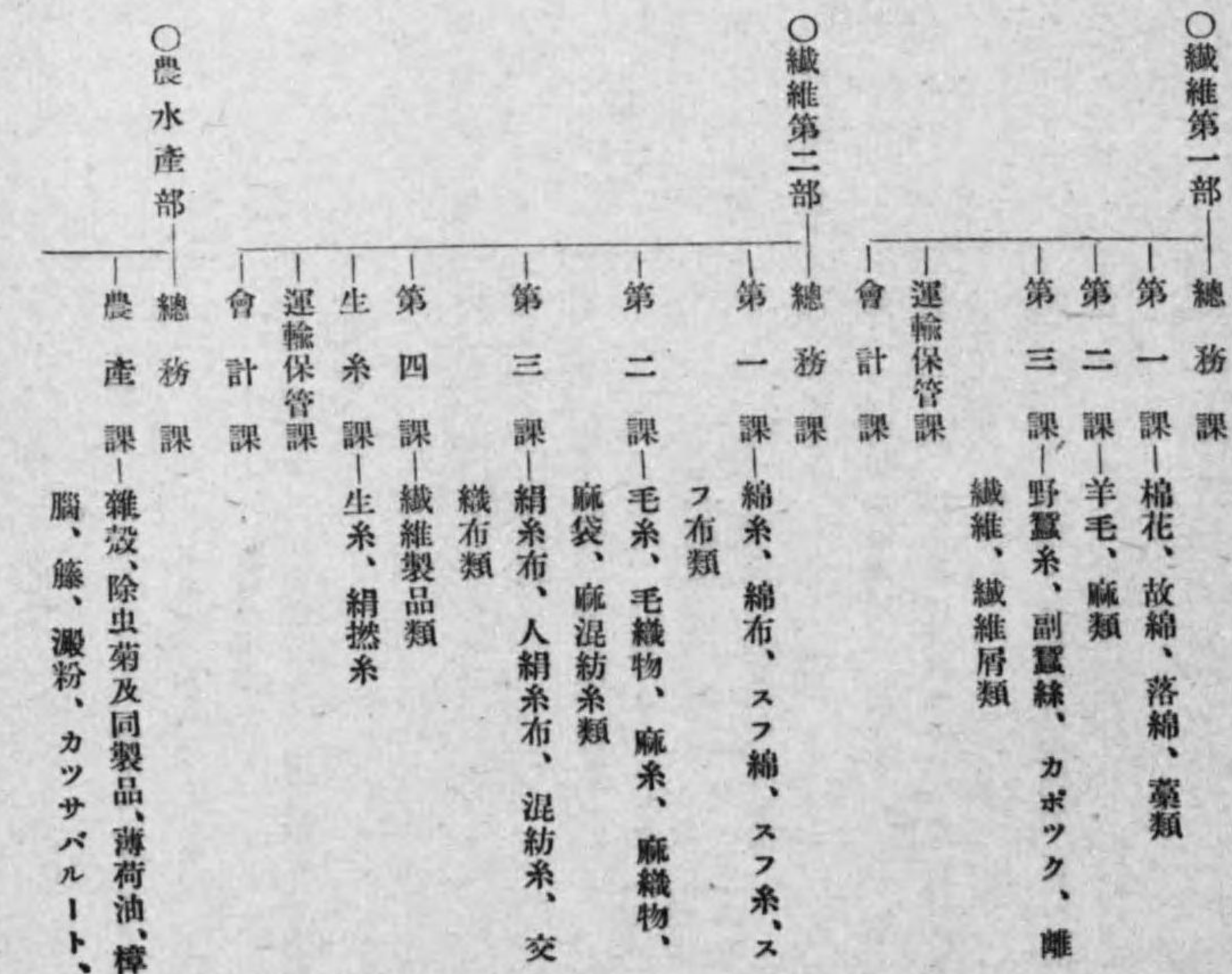
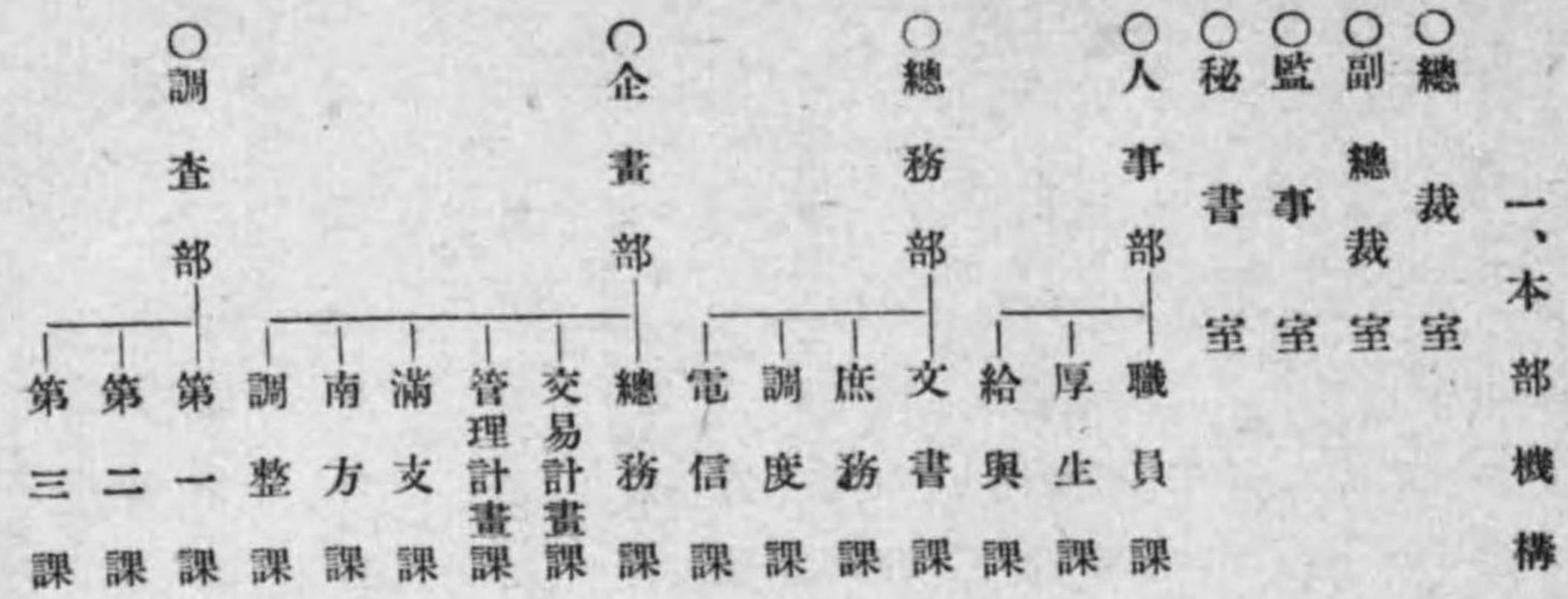
交易營團事務所々在地一覽

本部支店・出張所名	所 在 地	電 話 番 號	管 轄 地 域	備 考
交易營團本部	東京都京橋區銀座四丁目銀座三越內	京橋 六八五—七	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨	
全 本 部	東京都日本橋區通一丁目白木屋內	日本橋 七五—八		
全 分 室 部	東京都日本橋區室町三丁目二ノ一	日本橋 三六—八		
全 新 潟 出 張 所	新潟市本町通七番町富國徴兵ビル內	日本橋 六六—四		

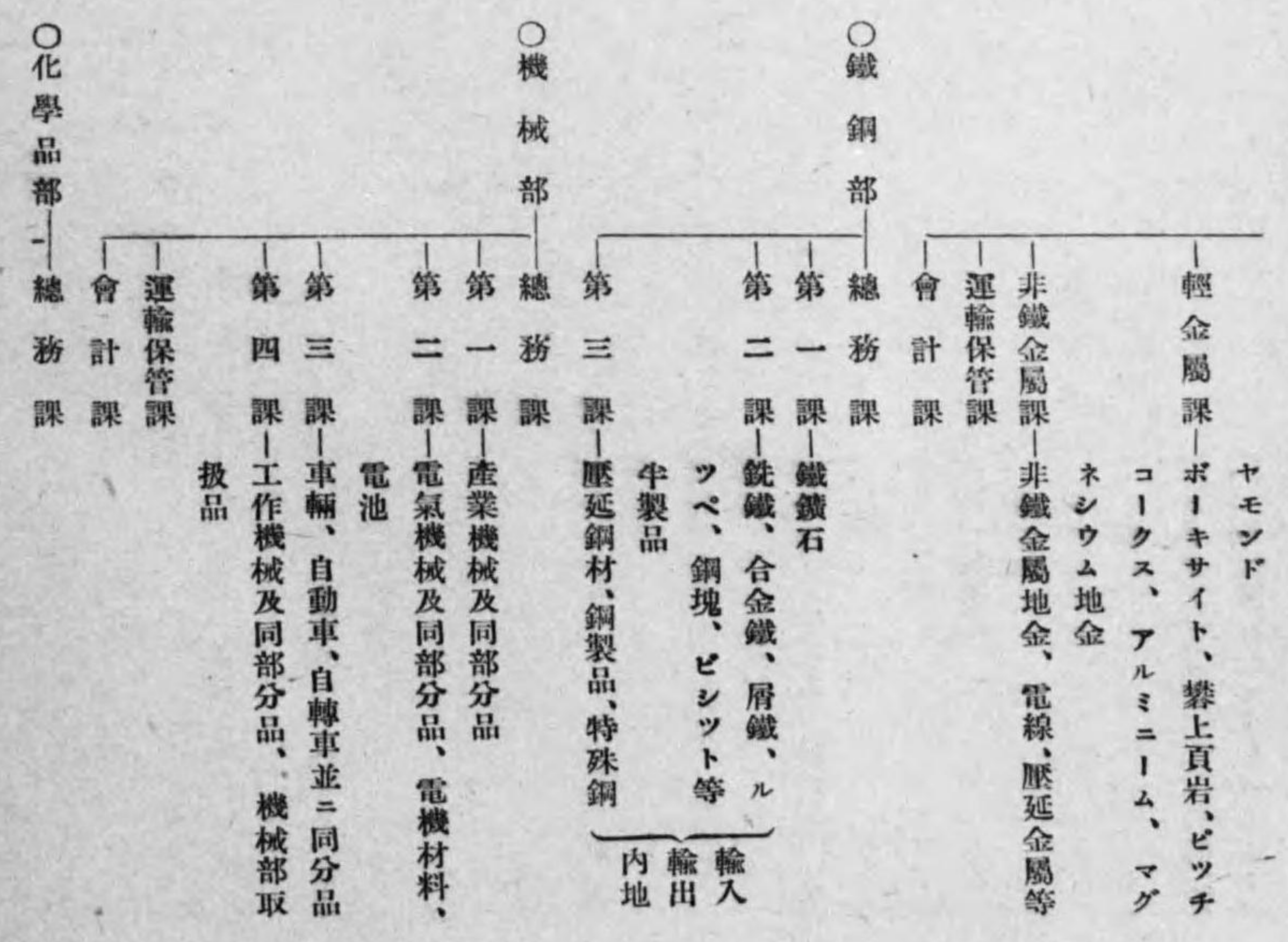
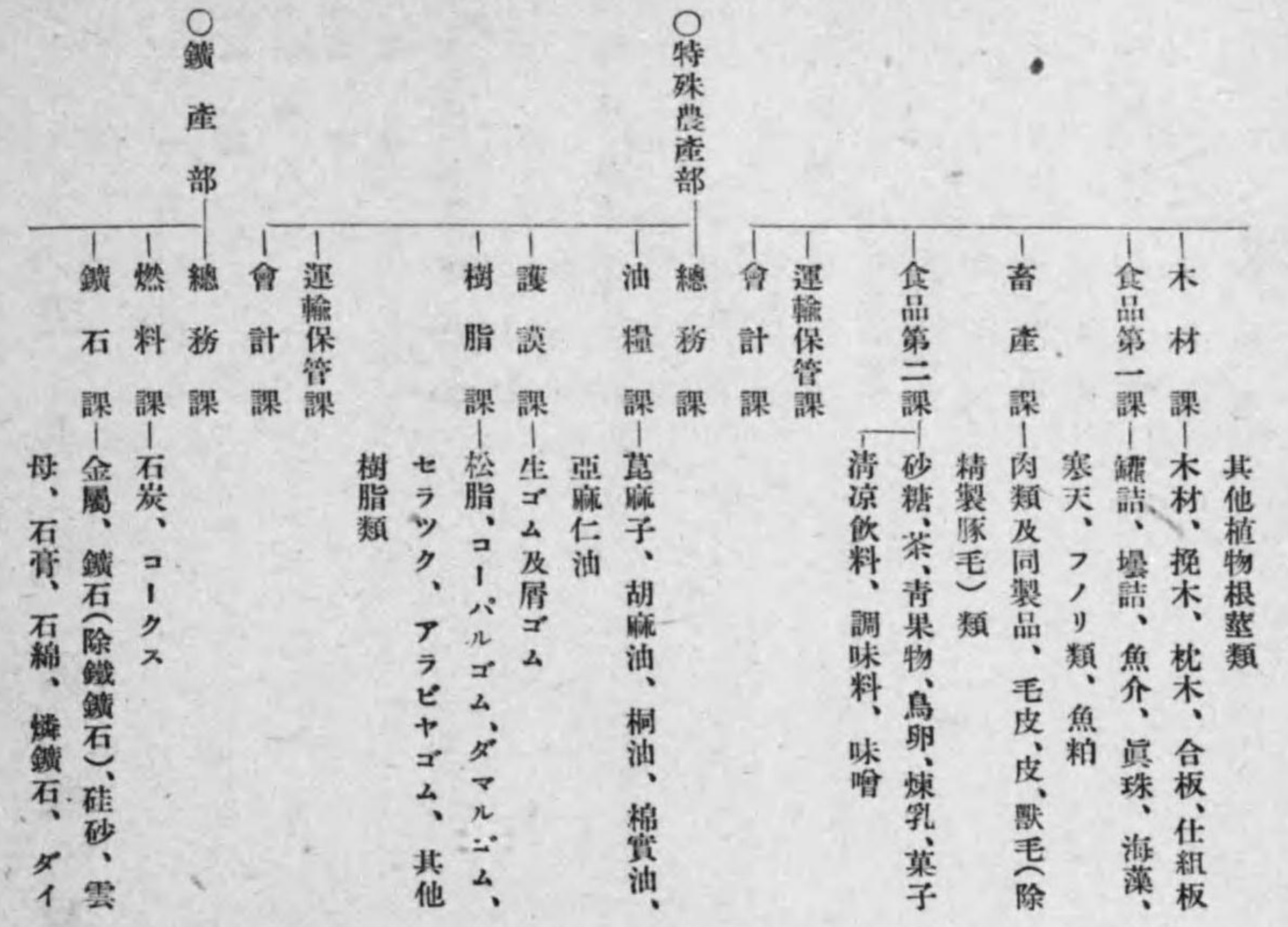
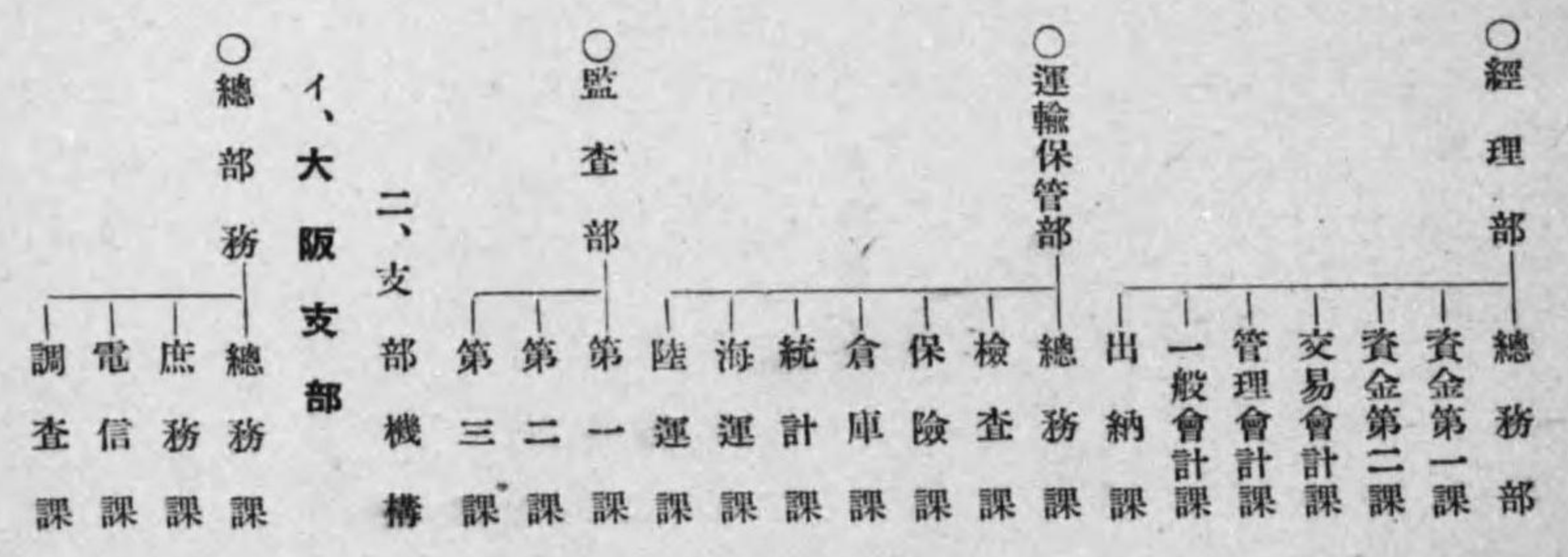
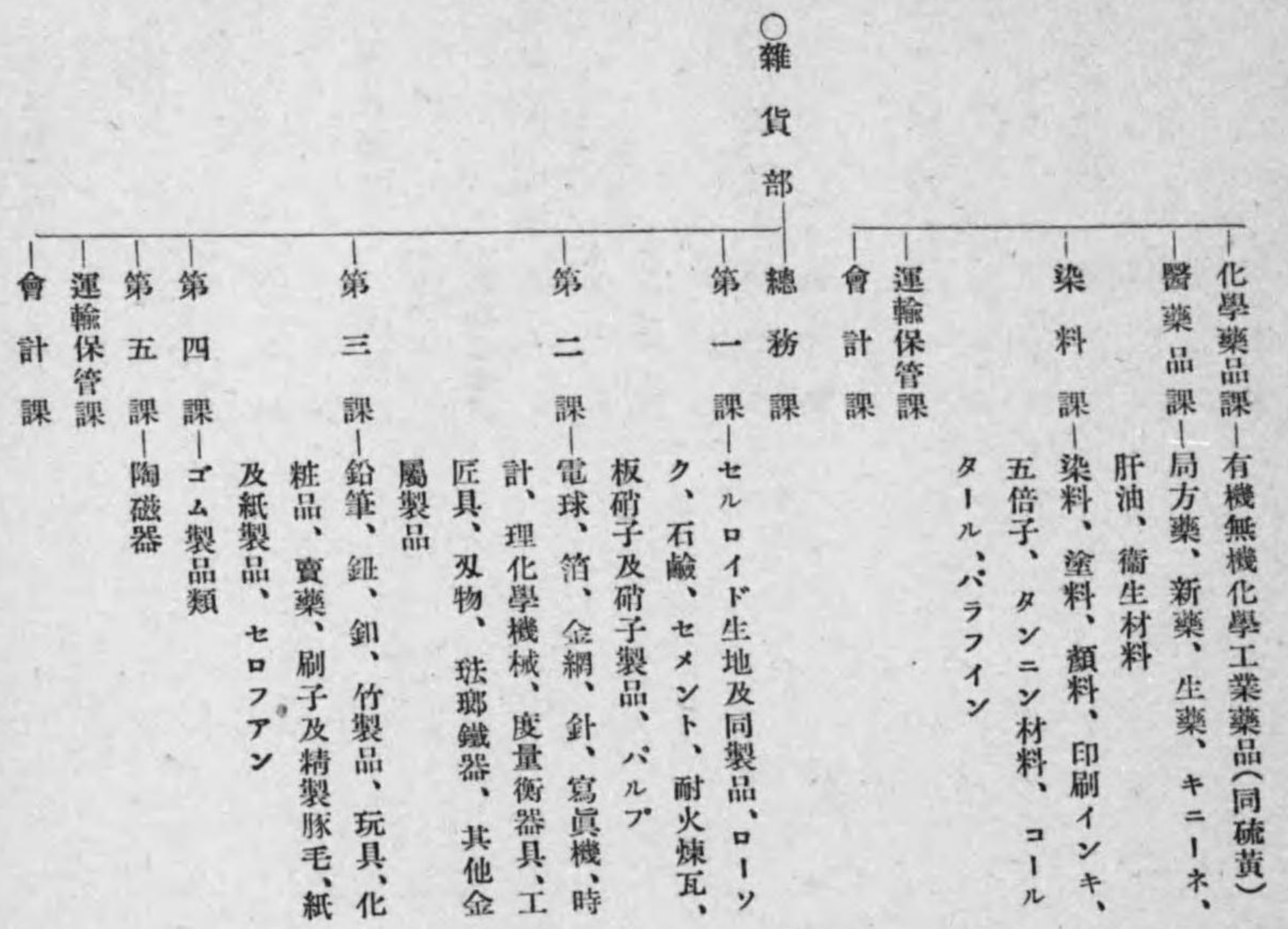
全 關 門 支 部	下關市岬之町八二	心 支 部 長 多 田 俊 二	下 關	三 六 九	山口、廣島、島根、福岡、大分、宮崎
日 本 農 產 物 輸 出 組 合	東京都日本橋區小舟町一丁目一ノ八	理 事 長 北 濱 留 松	茅 場	六 五 〇	各支部以外ノ地區
全 神 戶 支 部	神戶市神戶區播磨町三番地	代 支 部 長 平 尾 悅 太	三 宮	七 九 〇	靜岡縣、富山縣以
全 小 樽 支 部	小樽市堺町九〇番地	代 支 部 長 田 村 春 雄	小 樽	三 五 〇	北海道一圓
日 本 織 維 屑 物 輸 出 組 合	神戶市葺合區御幸通四ノ七	理 事 長 角 谷 篤 二 郎	葺 合	六 九 〇	
全 東 京 支 部	東京都日本橋區本町一ノ二 實業聯合會館內	主 事 高 野 壽 雄	日 本 橋	五 〇 七	全國一圓
全 名 古 屋 出 張 所	名古屋市西區小島町一ノ一	書 記 平 川 健 一 郎	西 三 八 (呼)		
日 本 茶 輸 出 組 合	東京都京橋區銀座七ノ五ノ一	理 事 長 三 橋 四 郎 次	銀 座	一 三 〇 八	
全 靜 岡 支 部	靜岡市北番町七五		靜 岡	六 八 八	全國一圓

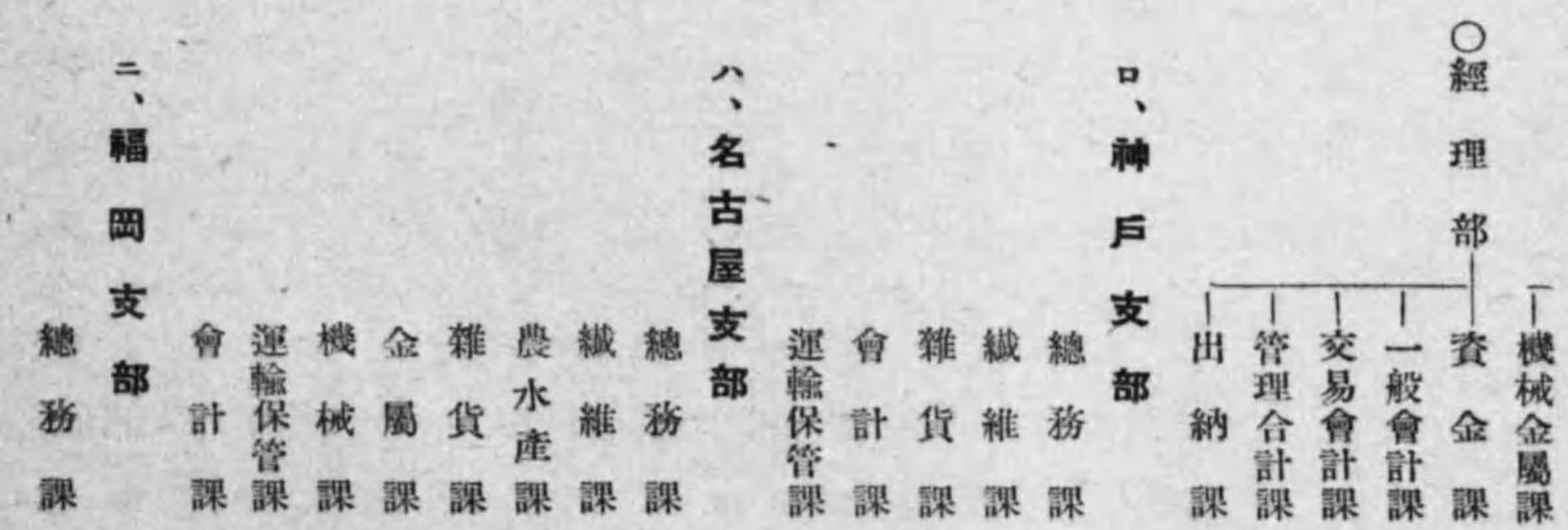
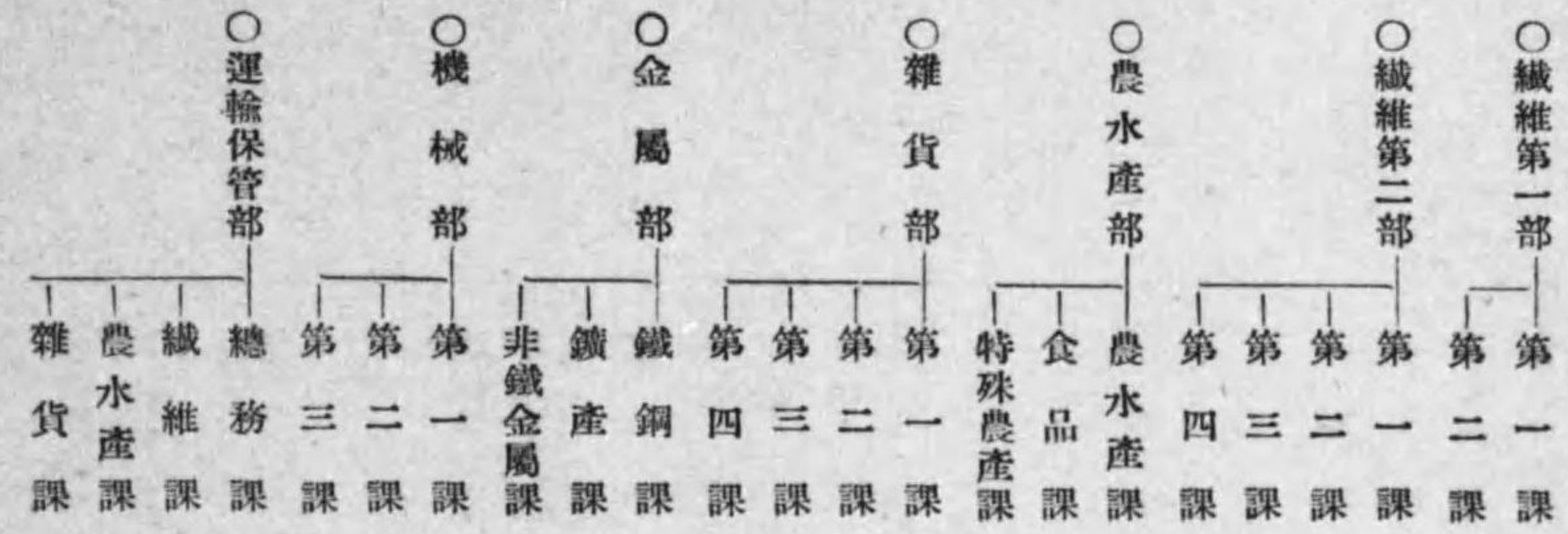
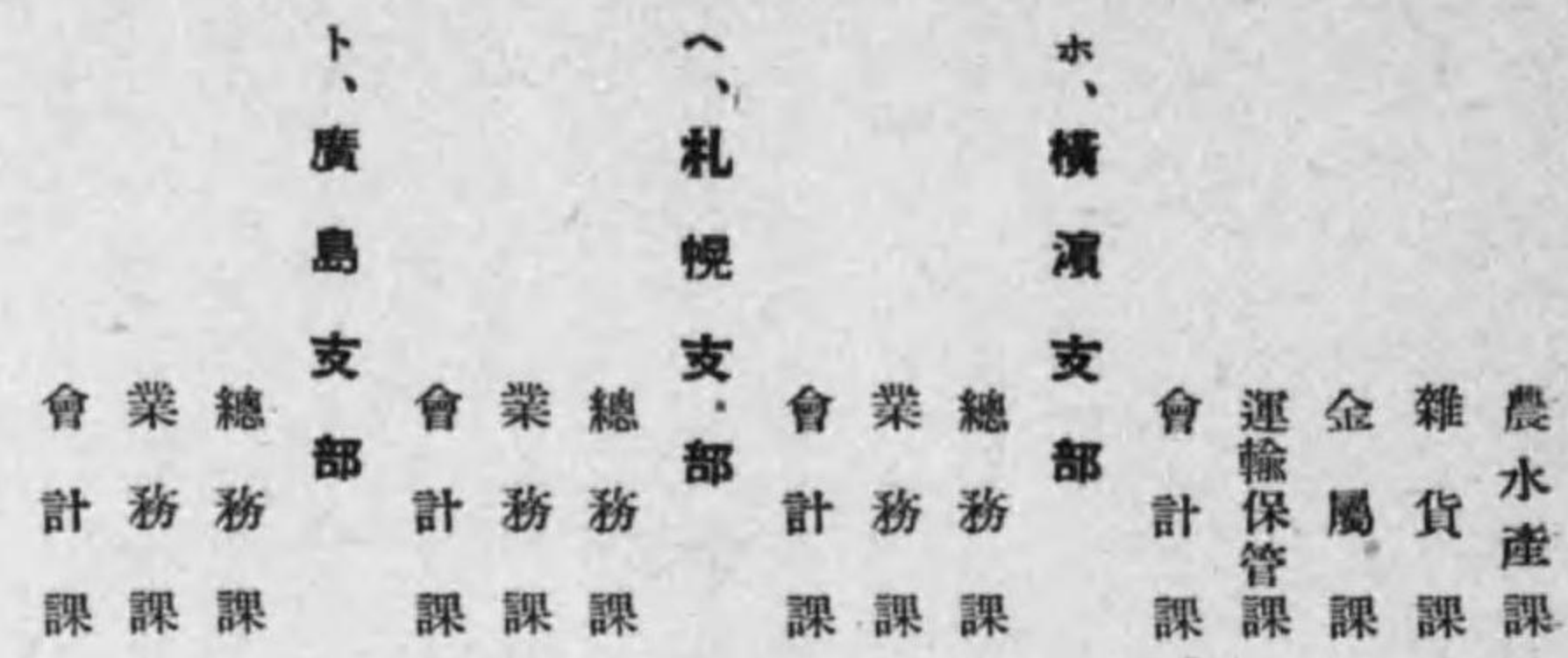
全 下 關 支 部	下關市唐戸町一 中央市場內	支 部 長 大 塚 七 郎	下 關	一 四 七	福岡、大分、宮崎、山口、島根、廣島、愛媛、高知
全 松 山 出 張 所	松山市大手町一ノ一	主 任 平 岡 新 一	松 山	二 五 〇	
全 長 崎 支 部	長崎市末廣町三ノ七	主 任 宗 像 嘉 英	長 崎	三 九 六	佐賀、長崎、熊本、鹿兒島
日 本 皮 革 製 品 輸 出 振 興 株 式 會 社	大阪市東區備後町二ノ一 東京都日本橋區小傳馬町三ノ二	社 長 桑 原 官 吉	本 町	四 五 三	內地一圓(東京、橫濱ヲ除ク)
全 東 京 支 店		主 任 小 俵 勝 太 郎	浪 花	三 〇 三	東京、橫濱
日 本 水 產 物 輸 出 組 合	東京都日本橋區兜町一ノ八 (東株ビル內)	理 事 長 羽 生 雅 則	茅 場	五 六 二	東京、神奈川、靜岡、山梨、長野、新潟、群馬、栃木、埼玉、千葉、茨城、宮城、秋田、山形、青森
全 東 京 支 部	全	心 支 部 長 石 室 勇	茅 場	四 七 四	
全 大 阪 支 部	大阪市西區本町二番地四三	支 部 長 川 岸 定 夫	西	八 〇 〇—二	大阪、和歌山、奈良、京都、滋賀、三重、福井、石川、岐阜、愛知、富山
全 神 戶 支 部	神戶市葺合區八幡通五ノ一 五三	支 部 長 板 野 達 朗	葺 合	五 九 八	兵庫、鳥取、岡山、香川、德島、愛媛、高知
全 長 崎 支 部	長崎市築町一〇八	支 部 長 村 田 久 治	長 崎	四 五 〇	長崎、佐賀、熊本、鹿兒島、沖繩、釧路、十勝國、膽振國、日高國、檜
全 函 館 支 部	函館市船場町二二	支 部 長 加 藤 米 次 郎	函 館	三 三 四	北見國、天鹽國、石狩國、後志國、根室國、釧路國、千島國
全 小 樽 支 部	小樽市色内町六ノ三八	心 支 部 長 細 田 清 一	小 樽	五 〇 三	
全 根 室 支 部	北海道根室町本町四ノ五九	支 部 長 田 端 與 吉	根 室	一 七 八	

交易營團機構



全門司出張所	全長崎出張所	全福岡支部	全廣島支部	全函館出張所	全札幌支部	全横濱支部	全神戸支部	全伏木出張所	全清水出張所	全静岡出張所	全名古屋支部	全大阪支部	全京都出張所	全福井出張所	全教賀出張所
門司市棧橋通二ノ四三井物産内	長崎市常盤町三三井物産内	福岡市橋口町四六松屋百貨店內	廣島市中島本町二二藤井倉庫株式會社内	函館市末廣町渡邊合名會社内	札幌市北三條西二丁目七道工聯内	横濱市中區山下町ライジングサンビル内	神戸市神戶區明石町三〇大丸内	高岡市伏木町古國府七四	設立準備中	静岡市追手町三八ノ一静岡縣貿易館内	名古屋市中區榮町五ノ八榮屋ビル内	大阪市南區心齋橋筋一大丸内	京都市中京區烏丸通繪藥師下ル	福井市大手町四	設立準備中
						本局 七二六 一七九	三宮 五八〇 五九三 五九一	伏木 三	静岡 四三八	中 二九一		南 五三九	北濱 四九二 五二六		
九州、沖縄			廣島、島根、鳥取、愛媛、山口	北海道、樺太	神奈川	兵庫、岡山	愛知、三重、石川、静岡、長野、富山					大阪、京都、滋賀、福井、和歌山、奈良、徳島、高知、香川			





# 附 錄

## 貿易統制令

(昭和十六年五月十三日  
勅令第五百八十一號)

- 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第九條ノ規定ニ基ク輸出若ハ輸入ノ命令又ハ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止及當該命令ニ係ル物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關スル國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 輸出又ハ輸入ノ命令ハ主務大臣命令ノ定ムル所ニ依リ輸出令書又ハ輸入令書ヲ發シ輸出業者又ハ輸入業者ニ交附シテ之ヲ爲ス
- 第三條 主務大臣ハ前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第八條ノ規定ニ基キ當該物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲナスコトヲ得
- 第四條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ品目ヲ指定シテ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該物品ノ讓渡其ノ他ノ處分所持又ハ移動ニ關スル條件ヲ附スルコトヲ得
- 第五條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第二條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル場合及當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ第三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ニ依リ損失ニシテ通常生ズベキモノソノ他主務大臣ノ定ムルモノトス
- 前項ノ損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ主務大臣ノ指定シタル期間内ニ之ヲ請求スベシ
- 第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ輸出若ハ輸入又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、店舗、倉庫ソノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類ソノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハソノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
- 第七條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ

南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長  
官又ハ南洋廳長官トス  
附 則

### 貿易統制令施行規則

(昭和十六年六月十二日)  
農工商省令第九號

昭和十六年七月七日 昭十七年九月二十五日  
農工商省令第十號 農工商省令第四號  
改正 昭和十六年八月七日 昭十七年四月十三日 昭十八年六月二十六日  
農工商省令第十二號 農工商省令第一號 農工商省令第一號

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、  
臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年五月二十  
五日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 貿易統制令(以下令ト稱ス)ノ施行ニ付テハ別  
ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 輸出令書及輸入令書(以下令書ト總稱ス)ニハ  
左ニ掲グル事項ヲ記載ス

- 一、輸出業者又ハ輸入業者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二、品名
- 三、數量
- 四、單價及價額
- 五、輸出又ハ輸入ノ時期
- 六、輸出港又ハ輸入港
- 七、仕向港又ハ積出港
- 八、仕向地又ハ仕入地

九、令第五條ノ規程ニ依ル損失ノ補償ニ關スル事項

十、其ノ他必要ナル事項

第三條 商工大臣又ハ農林大臣必要ト認ムルトキハ輸出  
又ハ輸入ノ命令ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトアルベシ  
輸出又ハ輸入ノ命令ノ變更又ハ取消ハ商工大臣又ハ農  
林大臣變更令書又ハ取消令書ヲ發シ輸出又ハ輸入ノ命  
令ヲ受ケタル輸出業者又ハ輸入業者(以下受命者ト總  
稱ス)ニ交付シテ之ヲ爲ス

第四條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ノ約定ヲ爲  
シタルトキハ遲滞ナク別記様式第一號ニ依ル輸出約定  
報告書又ハ輸入約定報告書ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ  
提出スベシ

前項ノ輸出約定報告書又ハ輸入約定報告書ニ記載シタ  
ル事項ニ變更アリクルトキハ受命者ハ遲滞ナク之ヲ商  
工大臣又ハ農林大臣ニ届出ツベシ

第五條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ヲ爲シタル  
トキハ遲滞ナク別記様式第二號ニ依ル輸出報告書又ハ  
輸入報告書ニ輸出又ハ輸入ヲ爲シタルコトヲ證スル書  
面ヲ添附シ之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ヲ爲スコト  
能ハズ又ハ著シク困難ナリト認ムルニ至リタルトキハ  
遲滞ナク其事由ヲ具シ之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ届  
出ツベシ

第七條 令第三條ノ規定ニ依ル命令ハ商工大臣又ハ農林  
大臣輸出ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該物品ノ輸  
出ヲ確保スル爲必要ト認ムルトキ當該ニ付輸入ノ命令  
ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該命令ニ依リ輸入シタル物  
品ニ付之ヲ爲ス

第八條 受命者損失ノ補償ヲ請求セントスルトキハ損失  
ノ生ジタル日ヨリ六月以内ニ損失補償請求書ヲ商工大  
臣又ハ農林大臣ニ提出スベシ

第九條 前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ  
第九條 損失補償請求ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、令書又ハ令第三條ノ規定ニ依ル命令書ノ番號

二、補償請求ノ事由

三、補償請求額

四、其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添  
附スベシ

前項ノ添附書類ノ外商工大臣又ハ農林大臣ハ必要ト認  
ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商  
工大臣ノ指定シタルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ  
非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ  
該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定輸出品ヲ同條ノ規定  
ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出スルトキ  
二、貿易爲替管理規則第十三條第一項ノ規定ニ依ル許  
可ヲ受ケ輸出スルトキ

三、國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸出  
スルトキ

第十條ノ二 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシ  
テ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定輸出品ト稱ス)  
ハ交易營團、交易營團法第二十二條第一項ノ規定ニ依  
リ交易營團ノ業務ノ一部ヲ取扱フ法人其他ノ團體(以

下受託輸出機關ト稱ス）又ハ交易營團若ハ受託輸出機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハコノ限りニ在ラズ

受託輸出機關及當該受託輸出機關ノ輸出シ又ハ輸出ノ委託ヲ爲スベキ物品（以下受託指定輸出品ト稱ス）ハ商工大臣之ヲ定ム

交易營團又ハ受託輸出機關ヨリ指定輸出品又ハ受託指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケタル者ハ當該指定輸出品又ハ當該受託指定輸出品ノ輸出ニ關シ交易營團又ハ受託輸出機關ノ指示アルタルトキハ之ニ從フベシ

第十一條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸出ニ付テハ之ヲ適用セズ

一、御料品

二、本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品

三、本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使、其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品

四、官廳ノ輸出ニ係ル物品

三、輸出 委託ノ條件ニ關スル事項

四、其他必要ナル事項

第十一條ノ五 商工大臣緊急ノ必要アリト認ムルトキハ第十條ノ許可ヲ受ケタル者又ハ第十條ノ二ニ掲グル者若ハ同條但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者ニ對シ當該物品ニ付テハ其ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトアルベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ物品ノ輸出地ヲ管轄スル稅關長ヲシテ前項ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十一條ノ六 指定輸出品ニシテ其ノ第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定前第十條ノ規定ニ依ル輸出ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ其ノ第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定後一月ヲ限リ第十條ノ二ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得

第十一條ノ七（削除）

第十二條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲クル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、第十二條ノ二ノ規定ニ依ル指定輸入品ヲ同條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルトキ

五、軍隊又ハ軍人ニ向ケ發送スル慰問品

六、手荷物、引越荷物又ハ船用品（漁業用品ヲ含ム）

七、博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品

八、關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品

九、販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價百圓ヲ超エザル物品

第十一條ノ二 交易營團ハ指定輸出品ニ付商工大臣ノ定ムル數量又ハ金額ノ限定ヲ超ヘテ輸出シ又ハ輸出ノ委託ヲナスコトヲ得ズ

第十一條ノ三 交易營團ハ指定輸出品ノ買受、輸出及輸出ノ委託ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

交易營團前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品ノ買受、輸出、又ハ輸出ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條ノ四 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、買受手續、輸出手續、及輸出委託手續ニ關スル事項

二、買受價格、輸出價格、及委託輸出價格ニ關スル事項

二、國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸入スルトキ

第十二條ノ二 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下指定輸入品ト稱ス）ハ、交易營團又ハ交易營團ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

交易營團ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ハ當該指定輸入品ノ輸入ニ關シ交易營團ノ指示アリタルトキハ之ニ從フベシ

第十三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

一、第十一條第一號乃至第三號及第六號ニ規定スル物品

二、官廳ノ輸入ニ係ル物品

三、博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品

四、關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品

五、販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價百圓ヲ超エザル物品

第十三條ノ二 交易營團ハ指定輸入品ニ付商工大臣ノ定

ムル數量又ハ金額ヲ超エテ輸入シ又ハ輸入ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條ノ三 交易營團ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託、及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

交易營團ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託、又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條ノ四 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一、輸入手續、輸入委託手續、及販賣手續ニ關スル事項
- 二、輸入價格、委託輸入價格、及販賣價格ニ關スル事項
- 三、輸入ノ委託ノ條件ニ關スル事項
- 四、其ノ他必要ナル事項

第十三條ノ五 指定輸入品ニシテ其ノ第十二條ノ二ノ規定ニ依ル指定前第十二條ノ規定ニ依ル輸入ノ許可ヲ受ケタルモノ又ハ貿易爲替管理規則第四條、同則第六條若ハ同則第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルモノニ付テハ其ノ第十二條ノ二ノ規定ニ依ル指定後一月ヲ限リ第十二條ノ二ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸入スルコト得

第十三條ノ六 (削除)

第十四條 第十條ヲ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸出許可申請書ニ註文アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、品名
- 二、數量(種類別ニ記載スベシ)
- 三、單價及價額(種類別ニ記載スベシ)
- 四、賣渡先ノ氏名又ハ名稱及住所
- 五、仕向地
- 六、仕向港
- 七、輸出港(郵便物ニ在リテハ發送郵便局)
- 八、輸出時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ差出スベキ時期)

第十五條 第十二條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸入許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、品名
- 二、數量(種類別ニ記載スベシ)
- 三、豫想單價及豫想價額(種類別ニ記載スベシ)
- 四、產出地又ハ製造地
- 五、積出港
- 六、輸入港(郵便物ニ在リテハ到着郵便局)

七、輸入時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ到着スベキ時期)

前項ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケントスル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナルトキハ輸入許可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外委託者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載シ且委託アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十六條 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ指定シタル期間内ニ其ノ物品ヲ輸入スベシ

商工大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ

第十二條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ其ノ物品ヲ輸入セザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第十七條 第十條ノ許可ヲ受ケタル者第十四條第六號乃至第八號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十五條第一項第五號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十八條 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナル場合ニ於テ其ノ委託契約消滅シ又ハ委託數量減少シタルトキハ委託者ト連署ノ上七日以内ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十九條 第十條又ハ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ物品ノ輸出又ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テ商工大臣ノ交付スル輸出許可書又ハ輸入許可書ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十九條ノ二 交易營團又ハ受託輸出機關ヨリ指定輸出品又ハ受託指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸出品又ハ當該受託指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ交易營團又ハ受託輸出機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十條ノ二第一項但書ノ規定ニヨル承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十九條ノ三 交易營團ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ交易營團ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十二條ノ二第一項但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ



第二十條 第十條又ハ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者輸出又ハ輸入ヲ爲シタルトキハ二週間以内ニ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

一、輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名及數量並ニ許可ノ年月日

二、輸出又ハ輸入ヲ爲シタル物品ノ品名、數量並ニ單價及價額

三、輸入ヲ爲シタル物品ノ産出地又ハ製造地及積出港

四、輸出港又ハ輸入港（郵便物ニ在リテハ發送郵便局又ハ到着郵便局）

五、輸出又ハ輸入ノ年月日（郵便物ニ在リテハ差出又ハ到着ノ年月日）

第二十條ノ二 交易營團又ハ受託輸出機關ヨリ指定輸出品又ハ受託指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸出品又ハ受託指定輸出品ヲ輸出シタルトキハ二週間以内ニ其ノ品名、數量、單價及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ交易營團又ハ受託輸出機關ニ提出スベシ 交易營團又ハ受託輸出機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニヨリ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要並ニ其ノ前月中ニ輸出シタル指定輸出品又ハ受託指定輸出品ノ品名、數量、單價、價額及輸出ノ年月日ヲ商工大臣

（受託輸出機關ニ在リテハ交易營團ヲ經由シテ）ニ報告スベシ

第十條ノ二第一項但書ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出シタルトキハ二週間以内ニ其ノ品名、數量、單價及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十條ノ三 交易營團ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入シタルトキハ二週間以内ニ其ノ品名、數量、單價及價額並ニ輸入ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸入シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ交易營團ニ提出スベシ

交易營團ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要並ニ其ノ前月中ニ輸入シタル指定輸入品ノ品名、數量、單價、價額及輸入ノ年月日ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十二條ノ二第一項但書ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入シタルトキハ二週間以内ニ其ノ品名、數量、單價、價額並ニ輸入ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸入シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十一條 令第六條第二項ノ證票ハ別記様式第三號ニ

依ル

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和一六年六月一二日） 臨時輸出入許可規則ハ之ヲ廢止ス但シ本則施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

臨時輸出入許可規則第一條又ハ第三條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第十條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

臨時輸出入許可規則第五條又ハ第七條ノ規定ニ依リ提出シタル書類ハ之ヲ第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ提出シタルモノト看做ス

臨時輸出入許可規則第六條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル期間ノ指定又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和一六年七月七日） 輸出調整機關又ハ輸入調整機關ハ昭和十七年五月十五日ニ至ル期間ヲ限リ第十一條ノ三第二項又ハ第十三條ノ三第二項ノ規定ニ拘ラズ第十一條ノ三第一項又ハ第十三條ノ三第一項ノ規定ニ依ラズシテ指定輸出品ノ買

受輸出、販賣、輸出ノ委託若ハ輸出ノ承認又ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託、輸入ノ承認若ハ販賣ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十六年八月七日）

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十六年十月十六日）

附 則

本令ハ昭和十七年四月十六日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十六年四月十三日）

關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整ニ關スル件、昭和十四年農林省令第四十八號、關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件並ニ南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整ニ關スル件第一條又ハ第二條ニ規定スル物品ニシテ同令第一條ノ商品別統制團體又ハ同令第二條ノ地域別統制團體ヨリ輸出ノ承認ヲ受ケタルモノ、昭和十四年農林省令第四十八號第一條ノ輸出水産物ニシテ同條ノ指定團體ヨリ輸出ノ承認ヲ受ケタルモノ、關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ指定輸出品又ハ同令第

六條ノ指定輸入品ニシテ同令第一條ノ調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸入ノ委託ヲ受ケタルモノ、南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ指定輸出品又ハ同令第八條ノ指定輸入品ニシテ同令第一條ノ輸出調整機關又ハ同令第八條ノ輸入調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸入ノ委託ヲ受ケタルモノ並ニ貿易組合法第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ當該輸出組合ヨリ其ノ貿易組合法第十五條ノ規定ニ依リ輸出ノ承認ヲ受ケタル物品ニ付テハ昭和十七年五月十五日ニ至ル期間ヲ限り第十條ノ二第一項又ハ第十二條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出シ又ハ輸入スルコトヲ得

關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整ニ關スル件第一條但書若ハ第二條但書、昭和十四年農林省令第四十八號第一條第一項但書、關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條但書若ハ第六條但書又ハ南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條第一項但書若ハ第八條第一項但書ノ規定ニ依リ爲シタル承認ハ之ヲ第十條ノ二第一項但書又ハ第十二條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十七年九月二十五日）

附 則  
本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
從前ノ第十條ノ二ノ規定ニ依リ輸出調整機關ヨリ買受ケ、輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル物品、從前ノ指定輸入品ニシテ從前ノ輸入調整機關貿易爲替管理規則第四條、同則第六條又ハ同則第八條ノ許可ヲ受ケタルモノ及從前ノ第十二條ノ二ノ規定ニ依リ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケ又ハ輸入ノ承認ヲ受ケタル物品並ニ貿易組合法第十八條又ハ同法第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ當該輸出組合又ハ當該輸入組合ヨリ其ノ同法第十五條ノ規程又ハ同法第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタル同法第十五條ノ規程ニ依リ輸出又ハ輸入ノ承認ヲ受ケタル物品ニ付テハ昭和十八年八月三十一日ニ至ル期間ヲ限り第十條ノ二第一項又ハ第十二條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ輸出シ又ハ輸入スルコトヲ得

別 記 様式第一號（用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス）

輸出（輸入）令書番號	第	號	
輸出（輸入）令書發付年月日	年	月	日
輸出（輸入）約定報告書			
年	月	日	
住 所			
氏名又ハ名稱			
商工大臣又ハ農林大臣 殿			
今般左ノ通輸出（輸入）約定ヲ了シ候間貿易統制令施行規則第四條ノ規定ニ依リ此段及御報告候也			
一	賣渡先（買入先）ノ氏名又ハ名稱及住所		
二	品 名		
三	數 量		
四	單價及價額		
五	輸出（輸入）ノ豫定期期		
六	輸出港（輸入港）		
七	仕向港（積出港）		
八	仕向地（仕入地）		
九	積載豫定船舶及其ノ國籍		
十	決濟方法		
十一	賣渡先（買入先）ト爲シタル特約及之ヲ爲シタル事由		
十二	其ノ他必要ナル事項		

記載注意  
一 品名ニハ關稅定率表別表輸入稅表番號ヲ附記スルコト  
二 單價及價額ニハC・I・E又ハF・O・Bノ區別ヲ記載スルコト

様式第二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス)

輸出(輸入)令書番號 第 號  
輸出(輸入)令書發付年月日 年 月 日

年 月 日 輸出(輸入)報告書

住所

氏名又ハ名稱

商工大臣又ハ農林大臣 殿

今般左ノ通輸出(輸入)ヲ了シ候間貿易統制令施行規則第五條ノ規定ニ依リ此段及御報告候也

一 賣渡先(買入先)ノ氏名又ハ名稱及住所

二 品名

三 數量

四 單價及價額

五 輸出(輸入)ノ年月日

六 輸出港(輸入港)

七 仕向港(積出港)

八 仕向地(仕入地)

九 積載船舶及其ノ國籍

十 決済方法

十一 輸出(輸入)ヲ爲シタルコトヲ證スル書類

別紙ノ通

十二 其ノ他必要ナル事項

記載注意

一 品名ニハ關稅定率法別表輸入稅表番號ヲ附スルコト

二 單價及價額ニハC.I.F又ハF.O.Bノ區別ヲ記載スルコト

三 輸入報告書ニハ報告期日ニ於テ當該物品ヲ保管セル場所ヲ其ノ他必要ナル事項ノ欄ニ記載スルコト

様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B8トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

表面

貿易統制令第六條ノ規定ニ依ル證票

裏面

第 號 昭和 年 月 日交付

官

農工商省又ハ  
農林省ノ印  
職 氏 名

名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏

ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下

ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

貿易統制令第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ輸出若ハ輸入又ハ輸出

品若ハ輸入品ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若

ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

### 交易營團法

(昭和十八年三月五日  
勅令第二十六號)

#### 第一章 總 則

第一條 交易營團ハ戰時ニ際シ國家經濟總力ノ增強ヲ圖ル爲メ交易ノ統制運營ヲ爲スト共ニ重要物資ノ貯藏ヲ確保及增強シ並ニ貯藏重要物資ノ利用ヲ有效且適切ナラシムルコトヲ目的トス

交易營團ハ法人トス

本法ノ重要物資ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 交易營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

交易營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 交易營團ノ資本金ハ三億圓トシテ之ヲ三百萬圓ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四條 交易營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

前項ノ出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 政府ハ二億五千萬圓ヲ交易營團ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價

ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

政府ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第六條 亦易營團ハ定款ヲ以テ出資者ノ資格ヲ制限スルコトヲ得

第七條 亦易營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ交易營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 出資者ハ交易營團ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第九條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ交易營團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ

出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ交易營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ處分スルコトヲ得

交易營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從

前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス

持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル

場合ニ於テハ交易營團ハ從前ノ出資者ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得  
前三項ノ規定ハ交易營團ガ損害賠償及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨グズ  
出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ交易營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週間以内ニ出資證券ヲ交易營團ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ提出ナキ出資證券ハ其ノ効力ヲ失フ  
前項ノ場合ニ於テハ交易營團ハ遲滞ナク失効シタル出資證券ノ番號並ニ其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第十條 交易營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、事務所ノ所在地
- 四、資本金額、出資及資産ニ關スル事項
- 五、役員ニ關スル事項
- 六、業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七、會計ニ關スル事項
- 八、公告ノ方法

定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十一條 交易營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲ス

コトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十二條 交易營團ニハ營業稅ヲ課セズ

第十三條 交易營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 交易營團ニ非ザル者ハ交易營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ交易營團ニ之ヲ準用ス

### 第二章 職員

第十六條 交易營團ニ役員トシテ總裁一人、副總裁二人、理事五人以上、監事三人以上及評議員若干人ヲ置ク

總裁ハ交易營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ交易營團ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シテ交易營團ノ業務ヲ掌理シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ交易營團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ交易營團ノ業務ヲ掌理シ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁

共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ交易營團ノ業務ヲ監査ス

評議員ハ交易營團ノ業務ニ關スル重要事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ又ハ總裁ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 總裁、副總裁、理事、監事及評議員ハ政府之ヲ命ズ

總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十八條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 交易營團ノ役員其ノ他ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

### 第三章 業務

第二十一條 交易營團ハ左ノ業務ヲ行フ

一、物資ノ輸出及輸入並ニ之ニ伴フ當該物資ノ買入及賣渡

二、重要物資ノ保有、買入及賣渡

三、前二號ノ業務ニ附帶スル業務

交易營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ業務ノ外交交易營團ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第一項第一號ノ輸出及輸入ノ業務ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

交易營團ハ第一項第一號及第二號ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フベシ

第二十二條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ契約ニ依リ法人其ノ他ノ團體ヲシテ前條第一項ノ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前條第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ法人其ノ他ノ團體ガ同條第一項ノ業務ヲ取扱フ場合ニ之ヲ準用ス第一項ノ規定ニ依リ同項ノ法人其ノ他ノ團體ガ同項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ同項ノ法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人ニシテ同項ノ業務ニ従事スルモノハ之ヲ交易營團ノ當該業務ニ従事スル職員ト看做ス

第二十三條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ヲシテ交易營團ノ所有スル重要物資ノ保管ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ保管ニ要シタル費用ハ交易營團ノ負擔トス

第二十四條 交易營團必要アリト認ムルトキハ輸出若ハ

輸入ヲ業トスル者又ハ業務ニ關シ重要物資ヲ所有若ハ保管スル者ニ對シ其ノ輸出若クハ輸入ノ狀況又ハ所有者ノ保管ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

交易營團必要アリト認ルムトキハ政府ノ認可ヲ受ケ職員ヲシテ前項ニ掲グル者ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

交易營團前項ノ規定ニ依リ職員ヲシテ検査センムル場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依リ認可アリタルコトヲ證スル書面及其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

#### 第四章 會計

第二十五條 交易營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十六條 交易營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表、損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

#### 第五章 監督及補助

第二十七條 交易營團ハ政府之ヲ監督ス

第二十八條 交易營團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十九條 交易營團借入金、爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十條 交易營團剩餘金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ

政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十一條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ剩餘金中ヨリ準備金ノ積立ヲ爲スベシ

第三十二條 交易營團ノ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額及第二十一條第一項第二號ノ業務ノ爲借入レタル借入金ノ利息ニシテ當該事業年度ニ於テ支拂ヒタル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ニ充ツベシ

前條準備金中損失ノ填補又ハ配當準備ノ爲積立テタル金額ハ後事業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ剩餘金ト看做ス

第三十三條 交易營團ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額(前條第二項ノ規定ニ依リ償還ニ充ツベキ金額アルトキハ之ヲ控除シタル殘額トス以下同ジ)ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ

割合ヲ超過セザルトキハ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

交易營團ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザル場合ニ於テ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ政府ニ配當スベシ

第三十四條 交易營團ガ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ受タル補給金ハ法人税法ニ依リ所得及臨時利得税法ニ依リ利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

第三十五條 政府ハ交易營團ニ對シ第二十一條第一項第一號ノ輸出及輸入ニ伴フ價格差損ヲ補償スル爲價格差損補償金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ價格差損補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ價格差損ヲ決定スル基準ハ政府之ヲ定ム

第三十六條 政府ハ交易營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 政府ハ交易營團ノ役員ノ行爲ガ法令、定款又ハ政府ノ命令ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルト

キ其ノ他交易營團ノ業務運營上役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

#### 第六章 罰則

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、正當ノ事由ナクシテ第二十三條第一項ノ規定ニ依リ保管ヲ爲サザル者

二、第二十四條第一項ヲ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

三、第二十四條第二項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十九條 人又ハ法人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ人又ハ法人ノ業務ニ關シ前條第一號又ハ第二號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ人又ハ法人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十條 第三十八條第一號及第二號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條 左ノ場合ニ於テハ交易營團ノ總裁、副總裁、

理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一、本法ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二、本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三、第二十一條第四項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計畫ニ依ラズシテ業務ヲ行ヒタルトキ

四、政府ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第四十二條 第二十二條第一項ノ規定ニ依リ交易營團ノ業務ノ一部ヲ取扱フ法人其ノ他ノ團體同條第二項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計畫ニ依ラズシテ業務ヲ取扱ヒタルトキハ當該法人其ノ他ノ團體ノ役員ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十三條 左ノ場合ニ於テハ交易營團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一、第九條第六項ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

二、本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三、第二十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ

又ハ其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第四十四條 第十四條ノ規定ニ違反シ交易營團又ハ之ニ

類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十五條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 重要物資管理營團法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第四十七條 政府ハ設立委員ヲ命ジ交易營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十八條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受タベシ

第四十九條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク二億三千萬圓ノ出資ノ引受ヲ政府ニ稟請シ且總出資ヨリ重要物資管理營團ノ出資ニ引當ツベキ出資及政府ニ割當ツベキ出資ヲ控除シタル殘餘ノ出資ニ付キ出資者ヲ募集スベシ

第五十條 設立委員ハ前條ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ政府ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク重要物資管理營團ノ出資ニ引當ツベキ出資以外ノ出資ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第五十一條 前條第二項ノ拂込完了シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ交易營團總裁ニ引繼グベシ

總裁前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

交易營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十二條 交易營團ノ成立ニ依リ重要物資管理營團ハ之ニ吸收セラレ、モノトシ重要物資管理營團ノ權利義務ハ交易營團ニ於テ之ヲ承繼ス

第五十三條 本法ニ規定スルモノ、外交易營團ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條 登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「重要物資管理營團」ヲ「交易營團」ニ、「重要物資管理營團法」ヲ「交易營團法」ニ改ム

第五十五條 印紙税法中左ノ通改正ス

第五條第六號ノ六ヲ左ノ如ク改ム

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

967  
E  
196



昭和十八年十月廿五日印刷  
昭和十八年七月五日發行

〔非賣品〕

編輯者 名古屋市西區南外堀町六ノ一 佐々木英助

印刷者 名古屋市中區千種町三丁目八番地 小池清彦

印刷所 名古屋市中區千種町三丁目八番地 益社

發行所 名古屋市役所



967  
E  
196

劉永 帶出控

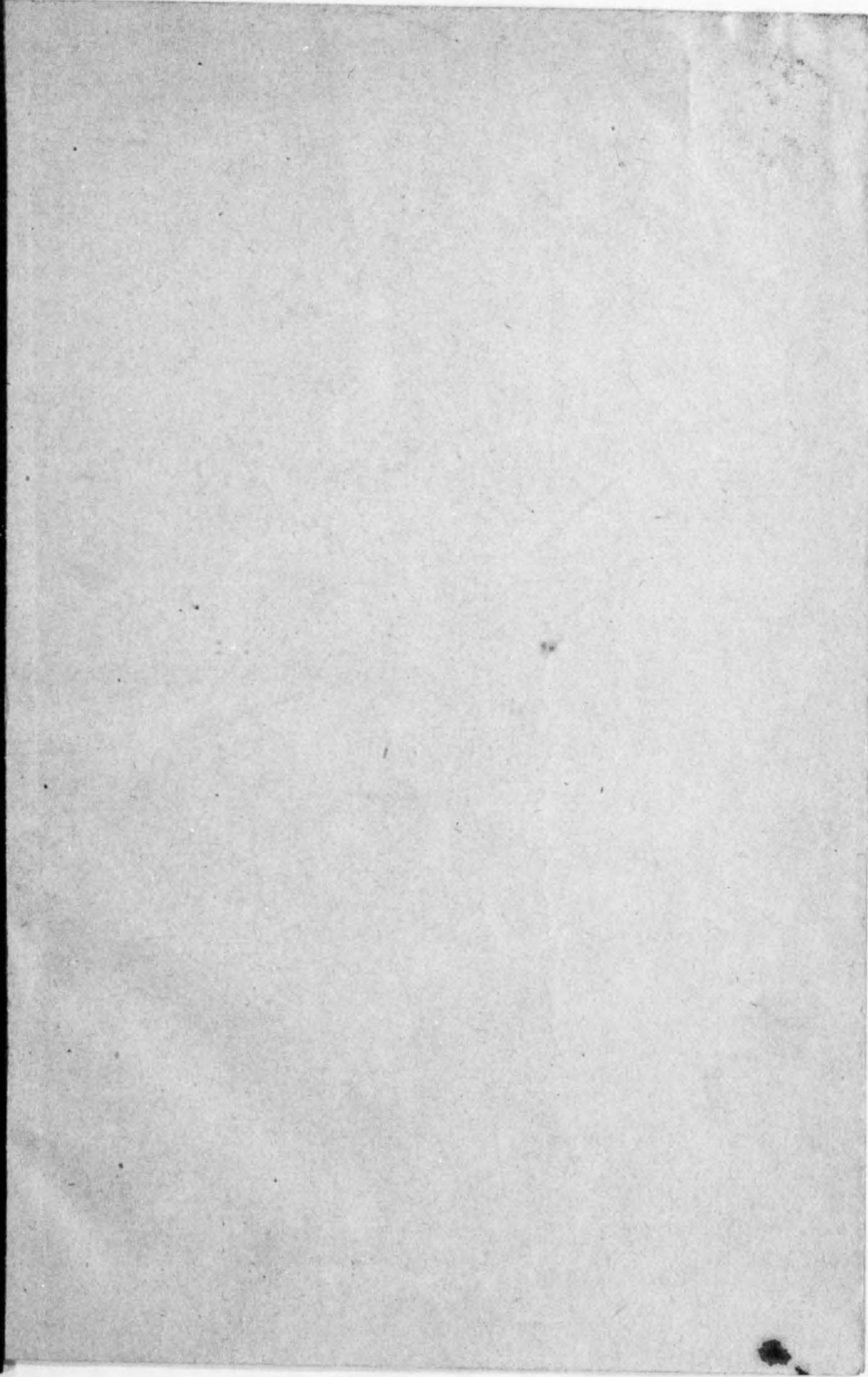
969 號 196 年 月 日

書名 交男愛國四愛地輸出特國各特是輸出  
入和日一第

氏名

冊

967  
196



終